

408
101

新政治体制の全貌

— 日本政治の再編成 —

高田書院刊

2



0004738-000

特203-845

新政治体制の全貌

古田徳次郎・著

高田書院

昭和15

ABC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権第67条の規定に基づき、平成12年3月2付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

38

特 203
845

古田徳次郎著

新政
治體制の全貌

— 日本政治の再編成 —

高田書院刊



序

今や世界的動亂の間に處して新なる秩序建設の指導的役割を果すことは、實に我國に課せられたる使命であります。夫が爲には國內の政治經濟文化、總ゆる方面に於ける一元的なる組織を完成し以て國力を最高度に發揮せねばならぬのであります。

本書は此の意味に於ける新政治體制の必然性を、歴史的に解明したる點に於て優れたる勞作と信じます。

公爵 近衛文麿

自序

新聞に、雑誌に、書齋に、巷に、われ／＼は新政治體制を見聞する。政治、經濟、文化、教育、宗教、藝術のあらゆる分野にわたつて、新體制が論議され、検討されてゐる。新體制こそ、正に現代日本の直面せる最大の問題である。

しからば新政治體制とは何か。何が故に新體制は確立されねばならぬか。またそれはいかなるものたるべきか。

それには、新體制問題のよつて來る歴史的、客觀的必然性に對する正しい理解と、現状についての科學的な分析による認識と、さらにその綜合の上に立つ、進歩的な意志的な見透しを持つことが必要である。それによつてのみ、われ／＼は新政治體制を正しく理解し、國民の一人として、これに參劃することが出来るであらう。

本書はその意味において、新政治體制に至るまでの現代日本の政治的推移を出来るだけ平明に説

明し、科學的な分析綜合によつて新政治體制の實體を究めようとしたものである。

新政治體制の問題は滿洲事變を契機として、政治の中心主體であつた政黨組織が崩壊して以來の宿題であつた。それが支那事變以來、一層拍車をかけたのである。

従つて本書においては日本における政黨の發達過程から説き起してゐる。しかし單なる政治史が目的ではないから、政黨の發展から没落に至るまでの經路を、何が故に政黨は發達し、没落したか、また何が故に軍部と官僚は擡頭したか、また、新政治體制はいかなる客觀的、歴史的必然性を持つて表面化して來たかを、それ／＼の時代的背景に浮び上らせて説いたつもりである。

その意味ではさらに經濟、社會運動の各方面にも觸れたかつたし、國際問題についてももつと頁を與へたかつたが、紙數と時間の關係で斷念せざるを得なかつた。

もし本書における著者の試みが幾分でも成功し、新政治體制への理解を深めることに役立つならば、最も著者の本望とするところである。

なほ現在近衛内閣を中心に進められてゐる新政治體制が具體化した暁には、現實の新政治體制の全貌について、本書の續編ともいふべきものを公けにしたい考へであることをお断りしておく。

本書の上梓は不學非才の著者を終始鞭撻された畏友川合仁氏、高田書院の努力に俟つものが多い。
記して厚く謝意を表明する次第である。

昭和十五年八月二十日

新政治体制の聲明近しの報を聴きつゝ

古田 徳次郎 識

目次

第一章 新政治体制の意義	(一)
第一節 近衛内閣と新体制の関係	(一)
第二節 新政治体制は何故必要か	(五)
第三節 新政治体制の歴史的過程	(九)
第二章 政黨政治の没落	(一五)
第一節 既成政黨、ついに解黨へ	(一五)
第二節 政黨の濫觴とその思想的背景	(一八)
第三節 政黨興隆の時代背景	(二四)
第四節 最初の政黨内閣	(二六)

第五節 藩閥・政黨・官僚……………(三)

第六節 政黨政治の完成……………(七)

第三章 滿洲事變をめぐる政治的展開……………(四)

第一節 政黨は何故没落したか……………(四)

第二節 現状維持派と現状打開派の對立……………(四)

第三節 五・一五から二・二六まで……………(五)

第四節 政黨の誤れる時局觀……………(五)

第五節 政黨更生の限界とその變質……………(六)

第四章 政治勢力としての軍部、官僚……………(七)

第一節 軍部の政治イデオロギ―……………(七)

第二節 官僚の政治的擡頭……………(六)

第三節 二・二六事件後の軍部の政治的進出……………(七)

第四節 軍部大臣官制改正の意義……………(八)

第五節 戰時體制の確立へ……………(八)

第六節 政治の中心主體の變遷……………(九)

第五章 新黨運動の時代的意義……………(九)

第一節 協力内閣運動から政民聯携まで……………(九)

第二節 新黨運動の展開……………(一〇)

第三節 議會をめぐる政黨と軍部……………(一〇)

第四節 支那事變前夜の内外情勢……………(一一)

第六章 支那事變をめぐる日本外交の展開……………(一二)

第一節 外交の刷新と新政治體制……………(一二)

第二節 非常時外交の歩んだ道……………(一三五)

第三節 事變外交の核心……………(一三〇)

第四節 日米關係の根本問題……………(一三六)

第七章 日本政治の再編成

——かくあるべし新政治體制——……………(一四三)

第一章 新政治體制の意義

第一節 近衛内閣と新體制の關係

新政治體制の問題が表面化して來たのは、米内内閣の退陣から近衛第二次内閣成立の頃へかけてであつた。あるひは新政治體制への強き要望が、米内内閣を倒し、近衛内閣の出現を促したといつた方が適切かも知れない。

しかしながら、こゝに注意しなければならぬのは、近衛内閣の成立即新政治體制の確立ではないといふことである。はなはだわかり切つた話のやうではあるが、世間では往々にしてこの兩者を混同してゐる人を見受ける。おそらくそれは、米内内閣の末期に當つて、新聞が新政治體制の問題をさかんに書き立て、米内内閣もこの運動に協力するだらうとか、あるひは新體制運動の推移によつて重大措置をとるだらうとかいふ風に書いた。そのうちに突如として、新聞紙上に米内内閣の總辭

職が報ぜられたため、新體制の問題と内閣更迭を同じものだと早合點した人もあるかも知れない。しかし、これは當時政府が、新聞に政變豫報記事の掲載を一切嚴禁したので、新聞社の方では大體いつ頃政變だといふことがわかつてゐても、それを書くことが出来ない。それで本來ならば「米内内閣近く總辭職せん」と書く代りに、「新體制運動に協力する」といふ表現を用ひて、政變を暗示したのである。だから少し政治情勢に通じてゐる人とか、あるひは眼光紙背に徹しないまでも、注意して新聞を読んでゐた人には、這般の消息が呑み込めた筈だが、全く事情を知らずに表面だけしか見なかつた人が、新體制問題と内閣更迭を混同して考へたのも、強ち無理とはいへないかも知れぬ。

米内内閣の總辭職理由は、當時の政府發表にもある通り、「陸軍大臣が近時の政情に鑑み辭表を提出した」ため、決して新體制運動に協力したからではなかつた。従つて、くどいやうではあるが新體制の問題と内閣更迭とは、直接には何等の關係もないのである。たゞし米内内閣の退陣は、結果から見て新體制運動への消極的協力になつたとはいへるわけで、その意味で新聞が米内内閣の總辭職を、新體制運動への協力といふ言葉でいひ表はしたのは、當時の報道に加へられた制限を考慮するならば、最も正しい表現だつたといへるであらう。

近衛内閣の成立が即新體制の確立にはならないといふことが、これで明白になつた筈である。筆者が特にこの事を強調するのは、新體制の確立といふことが、いかに困難であるかをいひたいからである。新體制は近衛内閣出現によつて、たゞちに出來上るといふやうな生易しいものではないのである。

もちろん、近衛内閣の出現は、新體制への強き要望に基くものであつて、これによつて新體制はその門出の第一歩を踏み出したとはいへる。既に近衛内閣は組閣早々の八月一日、國策の基本要綱を聲明したが、それには、はなはだ抽象的ではあるが、この内閣の新體制への根本目標が示されてゐる。聲明は大別して、前文、根本方針、國防及び外交、國內體制の刷新の四大項目となし、それらの内容は全體において歴代内閣の掲げた政綱政策の範圍を出てゐない。しかし仔細に検討すれば、これらの國策實現の方法として、新體制樹立の急務を説き、新體制の確立そのものを政策の重點としてゐるところに、今までの内閣に見られなかつた特徴を見出し得るであらう。即ち、この聲明の重點ともいふべき國內體制の刷新は、「皇國の國是」を具現するための「國防國家體制の完成」と「外交政策の遂行」を期するためにこそ必要なのであつて、その根本方針としては

一、教學の刷新

一、新政治體制の確立

一、國防經濟體制の確立

一、國民の資質體力の向上と人口政策

一、國民犠牲の不均衡是正と國民生活の刷新

の五大綱目が示されてゐる。以上は全て國內新體制への目標であるが、この中で一番重點ともいふべきは、新政治體制の確立である。新政治體制の成否こそ、これらの國策を遂行し得るかどうかの鍵となるものである。この項目に關する政府聲明を摘記すれば左の如くである。

一、強力なる新政治體制を確立し、國政の綜合統一をはかる

(イ) 官民協力一致各々その職域に應じ、國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

(ロ) 新政治體制に即應し得べき議會翼賛體制の確立

(ハ) 行政の運用に根本的刷新を加へ、その統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

要するに近衛内閣が國民に公約した新政治體制は、新國民組織、議會翼賛體制、官界新體制の三

點を基礎とした強力な政治組織であるが、特にそれが政治の最高部においては、政戦兩略の一致と密接な關係にあることは、次の近衛首相談によつて明かにされてゐる。

「……政戦兩略の一致は政府の最も期する所であつて、既に過日大本營との連絡會議も開かれ完全に意見の一致を見たのであるが、今後益々之が達成に向つて進むべく、本要綱に基き外に對しては新情勢に應ずべき國防の充實と外交の自主積極的刷新、内に於ては強力なる新政治體制の確立に邁進せんとするものである。」

以上の趣旨に基く新政治體制について、近衛内閣は漸次具體化の方法を講じてゆくであらうが、實際問題としてそれは決して生易しいものではなく、文字通り荊棘の道であることを覺悟せねばならぬ。問題は全てこれからなのである。

しからば、われ／＼は國家の一員として、この問題に對しいかなる心構へをもつて臨むべきか。

第二節 新政治體制は何故必要か

こんにち、國民の一人として、新政治體制の問題に對し、多かれ少なかれ、何等かの關心を持た

ぬ者はないであらう。

何故であるか。

おそらく、この問ひに對しては、誰でも「それが今の日本にとって絶対必要だからだ」といふ漠然とした答は用意してゐるであらう。しかしながら、われ／＼はたゞ何となく必要であるといふ、本能的、直感的な答の代りに、何故それが必要かといふ、科學的な分析の上に立つた、現實政治に深く根ざした理論的回答を用意しなければならぬ。それあつてこそ、本能的には極めて正しい一般民衆の新體制への欲求を、正しく理論づけ、同時にそれを現實政治の問題として、正しい見透しと具體的な計畫とを得ることが出来るのである。

何故新體制が必要かといふことについて、近衛内閣の八月一日の聲明には、次のやうに謳はれてゐる。

世界は今や歴史的な一大轉機に際會し、數個の國家群の生成發展を基調とする新なる政治經濟文化の創成を見んとし、皇國亦有史以來の大試練に直面す、この秋に當り眞に肇國の大精神に基く皇國の國是を完遂せんとせば、右世界史的發展の必然的動向を把握して、庶政百般にわたり速か

に根本的刷新を加へ、萬難を排して國防國家體制の完成に邁進することをもつて刻下喫緊の要務とす、……内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し、國防國家體制の基礎を確立するに在り。即ち、「皇國の國是を完遂」するために、新體制が必要だといふので、一言にすればこの通りだが少しくこれを具體的に説明してみよう。

支那事變がはじまつてから滿三年目、日本は今興亡の關頭に立つてゐるといつても、決して過言ではない。先づ對外的には支那事變が既に武力解決の段階を超えて、東亞新秩序建設といふ有史以來の一大難業遂行の時期に直面してゐるのはいふまでもなからう。

東亞新秩序の指導精神については、今までに随分論議されたし、こゝではこの問題に觸れてゐる閑はないが、一口にいへば東亞諸民族を歐米資本主義國の帝國主義と、その對蹠的なものとしての共產主義から解放し、八紘を一字とする肇國の大精神に基いて、東亞の安定圈を確立せんとするものである。しかも一方ヨーロッパ戦争の展開は、世界現状の根本的變革を招來せんとし、この間にあつて、日本が世界新秩序の一環としての東亞新秩序を建設するためには、對内的に強力なる國民新組織、新政治體制の確立こそ急務なのである。

こゝで特に注意しておきたいのは、右に述べたことによつても明らかな通り、新政治体制の必要は、現在の日本が内政的に直面してゐる諸種の問題、例へば物資の不足とか、物價が高いとかいふ問題から来る窮境を切り抜けるための、消極的な意味では断じてないといふことである。つまり單なる支那事變處理のための便法ではなくて、積極的に日本の國運を伸張させる、發展的な意味を持つたものでなければならぬ。

新政治体制は、一時的な便法的なものではなく、現在の日本がさらに大きく世界的飛躍をなすため、恒久的な政治体制を意味するものであることを忘れてはならぬ。

従つて新政治体制は、決して近衛内閣に附屬したものではない。近衛内閣はたゞ國民の輿望によつて、新政治体制を具體化するだけであつて、近衛内閣そのものはいつかは總辭職するであらうが新体制は恒久的なものとなつて残るのである。尤もそれは國民的な政治組織そのものが恒久的といふ意味で、近衛内閣によつて作らるべき新体制の組織内容は、今後時代の趨勢に應じて變るべきであることはいふまでもない。

それ故に、この新政治体制の問題については、國民の悉くが良心的に參劃すべきであつて、政府

が何とかするだらうといふやうな冷淡な態度をとつたり、況んや既成政黨の失業救済に墮するのを放任しておいたりしては、断じてならないのである。それには先づ新体制の問題が、いかなる歴史的必然性と國民的希求とによつて生じたかを理解しなければならぬ。

第三節 新政治体制の歴史的過程

現實において、何故新体制の確立が必要かといふことについては、簡單ながら前節において説明した。しかしながら新体制の必要は、決して支那事變以來起つたものでもなければ、またヨーロッパ大戰以來突如として生じたものでもない。

それは溯つていへば、明治以來の歴史の必然的歸結であり、極く近いところで滿洲事變以來の宿題だつたのである。

極く大ざつばにいへば、わが國は明治以來、日清、日露の兩戰役を経て、世界の一等國に伍し、さらに第一次世界大戰を経て文字通り世界の列強に算へられるに至つた。この間わが國は僅々六十年に滿たぬ間に、後進資本主義國として異常な發展を遂げたのであるが、國際的には歐米、特にイ

ギリスの影響を多く受けてゐた。即ち明治三十五年には日英同盟が締結され、その親善關係は大正十年ワシントン會議における同條約破棄まで續いたのである。この日英同盟はイギリスが當時ロシヤの極東進出によつて在支權益を脅かされ、その擁護のために日本を利用したといふ意味も、もちろん多分にあつたが、しかし日本としても日露戦役の時にはこの同盟が相當の效果をもたらしたことは認めなくてはならぬ。

その他この時代の日本は、政治、社會、經濟、文化の各般にわたつて、歐米の自由主義の影響を受け、資本主義は至極く順調な發展を遂げた。その意味では歐米の自由主義的影響は、充分歴史的役割を果したといへるのである。しかしながら第一次世界大戦後における世界的な資本主義の行詰りは、當然日本の資本主義にも影響を與へ、所謂資本主義の獨占形態化と共に、國內的には社會主義、共產主義の擡頭、社會不安の増大、農村不況の深刻化等によつて、やうやく自由主義の基礎が崩壊しはじめた。

一方、國際環境においては、日本の異常なる伸張に危惧を抱きはじめて英米が、漸次日本を壓迫する方針をとり、先づ大正十年のワシントン會議においては、ワシントン海軍條約が締結され、五

五三といふ屈辱的比率の下に日本の軍備縮小を強制し、さらに九ヶ國條約によつて日本の東亞進出を遮断せんとし、ついに昭和六年ロンドン條約の締結を見るに及んで、英米の日本包圍陣はますます強化されるに至つた。そのため日本の大陸政策は事毎に阻害され、日清、日露兩戦役によつて勝ち得た滿洲の經營すら危まられる事態となつた。

かうした内外情勢の急迫に當り、英米の包圍鐵環を打破せんとして起つたものが、昭和六年の滿洲事變であつた。實に滿洲事變は、日本が明治以來受けてゐた英米の影響下から離脱し、獨自の立場をもつて、東亞民族の解放を行はんとしたところに、その歴史的意義が見出されるのである。いはゞ、滿洲事變は日本が明治以來の外國依存から脱却し、日本的な意味での世界的立場を求めんとした、自然發生的の爆發にほかならなかつた。

従つて滿洲事變の國內に與へた影響もすこぶる大きく、政治、社會、經濟、文化の各般にわたつたが、その中でも特筆すべきものは政黨政治の没落、自由主義の否定、統制經濟への移行、建國精神の發揚等であつた。あるひはこれらの傾向を必然的に招來すべき動向が、滿洲事變を生んだといつた方が適切であらう。

ところでかうした變革期には當然のことなのであるが、國內的には現状維持派と現状打開派との對立を生じ、政治、經濟、文化の各分野を通じて、自由主義對統制主義の相剋を生むに至つた。それ故、滿洲事變は前に述べた如く、國際的には英米、就中イギリスの帝國主義的強壓から東亞を解放するといふ客觀的意義を持つものではあつたが、實際には親英的重臣層の存在等によつて、外交方針はまだく英米の羈絆から脱することは出來ず、従つて對支政策も確乎たる方針を持つには至らなかつた。この間隙に乗じて、イギリスの支那大陸に對する帝國主義的侵略はますます猛威を揮ひ、一方ソ聯の共產主義による浸透も漸次擴大されたため、支那はこの兩者の挾撃によつて、抗日的傾向を増大し、わが國との間に種々の摩擦を生じた結果、ついに事態はわが國の國家生存權すら脅威されるに至つた。

かくして起つたものが支那事變である。従つて支那事變は、支那を歐米列國の帝國主義的桎梏から解放し、同時に赤化の危險から救ふことに、當面の目的を有してゐたもので、延いてはこれが東亞新秩序建設といふ、わが肇國の大精神に基いた東亞民族の解放運動にまで發展したのは、極めて當然の徑路であつた。同時に國際關係についていへば、滿洲事變以來、いまだ清算しきれずにゐた

親英米ルートの絆を斷ち切らうとしたところに、支那事變の歴史的意義と客觀的必然性があるといへる。

一方、ヨーロッパにおいては第二次大戰がはじまり、ドイツの壓倒的勝利は、正にヨーロッパ新秩序の確立近きを思はしめるものがあり、その影響は全世界に波及しつゝある。わが國としてはかかる世界の變動期に當り、一方において支那事變といふ有史以來の試練に直面しつゝ、いかにしてこれを突破し、肇國以來の大事業を完成すべきかといふ關頭に立つてゐるわけだ。

この場合、當面最も必要なのは、政治の中心主體たるべき政治組織であるが、この點に現在の日本の大きな缺點が存してゐるのである。といふのは、わが國に於ける近代の代表的な政治組織であつた政黨は、滿洲事變後の五・一五事件によつて後退し、それ以後は所謂舉國一致内閣制をとつて今日に及んでゐる。しかしながら、この舉國一致内閣制は政黨政治没落後における一時的便法でありしかも政黨内閣における政黨に該當するやうな政治組織の上に立つてゐないために、常にその無力を暴露し、政治の混亂をくり返して來た。その結果どうしても國民的な強力な政治組織の必要に迫られ、特に現在においては、もはや一刻も早くその實現を必要とする事態に立ち至つたのである。

新政治體制の問題は、かくて當然具體化の一步を踏み出さざるを得なくなつた。

従つて新體制は、右に述べた狹義の意味における政治組織の問題のみでなく、經濟、社會、文化、教育、官界のあらゆる方面にわたるべきもので、かうした國民的な組織を背景にしてこそ、はじめて強力なる政治を行ひ得るのである。

筆者がさきに新體制には、國民の一人残らずが參劃する心構へをもつて臨むべきであると説いたのは、この理由に基くものである。

こゝにおいてわれは、さらに新體制問題が今日に至るまでの最近の徑路を科學的に分析し、その歴史的必然性を把握した上、進んで新體制の必然的動向と進路とを展望してみなければならぬ。

第二章 政黨政治の没落

第一節 既成政黨、ついに解黨へ

昭和十五年七月十六日、政友會久原派は四十年の傳統を捨て、解黨したが、その解黨大會席上、總裁久原房之助は、挨拶の中で左の如き感懷を述べてゐる。

「願ふにわが黨の行路は、決して坦々たる平道ではなかつた。自由黨の昔より今日に至るまで、わが黨同志の歩める道がいかに峻嶮にして荊棘に満ちたものであつたか。しかもこれを踏み破り切り拓くために、いかに慘憺たる苦心をしたか。その不退轉の氣魄と、その不惜身命の奉公心とが、いかに熱烈であつたかを追懷して、感奮興起せざるを得ないのである。初代總裁伊藤博文公は雄大な世界政策を胸に藏し訪露の途上ハルビン驛頭空しく兇彈に倒れ、三代總裁原敬氏、六代總裁犬養毅氏は共に現職に在つて兇手に犯され、四代總裁高橋是清氏もまた二・二六事件の嵐に散つて、い

づれも共に政治に殉じた。さらにわが黨同志中君國に身命を捧げた者の數、幾千を數ふるであらうか。」

まことに政黨人として、過去をふり返る時、特に政黨華かなりし頃を想起する時、これらの傳統の一切を捨て、解黨することは、うたた感慨に堪へぬものがあつたらうと想像される。しかも時代の滔々たる流れは、かゝる一切の感傷を押し流し、久原の言葉を借りれば「新政治體制建設への大なる貢献」のために、次々に既成政黨の解黨を促がしてゐるのである。

しからば何故に既成政黨は解黨しなければならなくなつたか。

それは、政黨が新體制に對する舊體制的存在だからである。新しきものが生れんとする時には、古きものは滅びる。政黨は古きものとして當然滅ぶべき運命にあつたのである。もちろん、新體制に對する舊體制は決して政黨ばかりではないが、しかし既成政黨の存在は、現代日本における最も組織化された政治組織として、舊體制の典型的なものといへやう。それ故、新體制の意義を解明するためには、舊體制としての政黨解消の歴史的原因について、一應の理解を持つことが必要である。政黨の解黨は、新體制運動の具體化に伴つて起つたが、實際に政黨が解黨の第一歩を踏み出した

のは、昭和七年の五・一五事件以來である。この時に政黨政治の實體ともいふべき二大政黨の政權交替制度が全く失はれたのであるが、爾來政黨は没落の一途を辿りはじめ、當時政黨人の大部分が描いてゐた政黨復興の夢は無残にも踏みにぢられて、ついに今日の解黨となつたのである。

しかしながら政黨没落の原因は、決して時の首相犬養が官邸で兇彈に斃れたといふテロリズムのみではなかつた。單にテロリズムといふ點からのみいへば、原敬しかり、濱口雄幸しかりであつたもちろん、これらのテロと五・一五事件とは、その規模において比較にならないが、問題はむしろかゝるテロリズムを惹き起すに至つた客觀的情勢であつた。

その最も根本的な條件は、自由主義經濟による資本主義の行詰りと、それに伴ふ國內情勢の急迫と國際環境の悪化であつた。

滿洲事變がかゝる危機を突破せんとした歴史的意義を有するものであることは、前章においても簡単に述べておいたが、滿洲事變前後における内外情勢の急迫は、既に自由主義イデオロギ！による政黨政治の存在を許さなくなつてゐた。現に政黨政治否定の動きは、事變に先立つ昭和六年三月の〇〇事件、事變直後十月の××事件にも見られるのであつて、五・一五事件はいはゞ政黨政治に

とどめを刺したに過ぎなかつたのである。

かくして政黨は政治の第一線から後退し、これに代つて政治の中央舞臺に乗り出したのが、反自由主義的政治勢力としての軍部と官僚であつた。

政黨の没落は、結局政黨が時局の激變に堪へるだけの力を持つてゐなかつたからであるが、それでは政黨分野に人材がなかつたのかといへば、さうでもない。これは恰も幕末において、幕府方には勤王方に劣らぬだけの人材がゐたにもかゝらず、幕府の崩壊を防ぎ得なかつたのと同じで、古き組織の亡びる原則である。従つて政黨が時局の變轉に對應し得なかつたといふところに、むしろわが國における既成政黨の本質的なものが存するのである。

第二節 政黨の濫觴とその思想的背景

政黨は何故興り、何故没落したかを知るためには、政黨發達の時代的背景について、政黨の本質について究めねばならぬ。

元來、わが國の政黨は明治の初年、藩閥政治打倒を目標に、當時澎湃として起りつゝあつた自由

民權の思想を背景として生れ、これが當時勃興途上にあつた資本主義と結びついて、政治勢力として發達を遂げたのである。資本主義發達の歴史は、また一面政黨發展の歴史でもある。

わが國の政黨の濫觴ともいふべき「愛國公黨」は、明治七年板垣退助等を中心に創設されたが、その政治的動機をなしたものは、前年の征韓論による政變であつた。征韓論に敗れて下野した板垣退助は、薩長藩閥を打倒し、國民的政權を獲得するためには、國民的な政治組織を背景とする以外に途がないとして、江藤新平、後藤象二郎、副島種臣等と共に、明治七年一月十八日民選議院設立の建白をなし續いて「愛國公黨」を組織したのであつた。いはゞ今日の新體制で、同じく征韓論に敗れた西郷隆盛、江藤新平等が武力によつて薩長藩閥勢力を打倒せんとしたのに比べて、板垣等はたしかに時局を洞察するの明があつたといへる。

かくの如く結成の直接動機は、藩閥政府打倒であつたが、その思想的背景は、明治維新の王政復古以來滔々たる風潮をなしてゐた自由主義、民主主義であつた。政黨はこれを武器として藩閥政治の官僚主義、貴族主義に對抗したのであつた。

愛國公黨の後身たる自由黨の結成盟約第一條には

「我黨は我日本人民の自由を擴充し、權利を伸張し、及びこれを保存せしむるもの相合してこれを組織す」

とあり、同じく總則第一條には

「吾黨の主意は自由の眞理を擴充し、輿論の勢力を培養し、以て人爲の權力を抑制し、天賦の幸福を保存するに在り」

とあり、さらに結黨趣意書には

「自由は人の天性なり。自由を保つは大道なり。しかるに人爲の權力動もすれば天賦の自由を抑制し、その自然を損害し、その權利を保全する能はざらしめ、吾輩人民の最も貴重すべき生命財産の安固もこれを維持するに由なく、擧げて主治者の左右する所に任ず。その危殆なること實に薄氷を履むが如し。思ふてこゝに至る時は未だかつて惕然として寒心せずんばあらざる也。しかれども我全國の同胞も、あるひは自由の天性にして自由を擴充し、以て眞理を天下に明にするには、各自の義務即ちその盡すべき大道たるを知らざる者無きにあらず。これを以て人爲の權力は吾輩が自由の疆境を燴縮せしめ、その智識を培養するの要具たる言論出版の自由を妨害し、將に

進んで政治の思想を壓束して社會の一致を鎔解せんとなす。故に之を内にして人民が進取の氣象は萎縮して振はず。人文の自由も開發の期なく、參政の權利も恢復の日なし。之に加ふるに財政の困難は日を遂ふて迫り殆んど全國の經濟上に測るべからざる害毒を流さんとするも、これを救済するの法なし。これを外にして常に歐米諸國の爲に輕侮せられ、國權は日に退縮して對等の權利を得る能はず、かくの如くにして政治の法權を復し、海關の稅權を收むるを望むは河清を待つと一般なり。しからば則ち之を處する加何にして可ならん。一、自由政黨を組織し、協同一致の精神を發揮し、以て天賦の自由を擴充して人爲の權力を抑制し、上は政治を改良し、下は自治の氣象を發達せしむるに在るなり（以下略）」

とあつて、當時の政黨の思想的傾向を最もよく表はしてゐるが、この自由主義的な指導精神は、政黨の没落するまで一貫して續いたのであつた。尤も後に述べるやうに、當初政黨の掲げた「人民の自由」は漸次變化して一部階級の「自由」を代表するやうになり、そのため政黨が國民大衆から遊離して、その没落を早める原因ともなつたのである。

かうした政黨の出現は、當時の藩閥政府にとつては最も眼の上の瘤だつたので、あらゆる方法を

用ひて彈壓を加へたため、愛國公黨は間もなく解散の已むなきに立ち至り、明治七年三月板垣は土佐へ歸り、同志を糾合して「立志社」を創成し、大いに自由民權の思想を鼓吹した結果、さきの愛國公黨の同志が追々と集まり、改めて「愛國社」を結成して本部を東京においた。この愛國社そのものは、當時は未だ政黨發達の客觀的條件に缺けてゐたため、資金難等も手傳つて僅か數年の後に解散してしまつたが、しかしその自由民權運動は全國的な反響を喚び起し、各地方に政黨が簇出し、いづれも國會開設といふ共同目標に向つて突進した。

かくて明治十四年十月十二日、國會開設に關する詔勅が渙發せられ、これを契機として板垣を黨首とする「自由黨」が結成され、こゝにはじめて近代的な政黨が組織された。一方明治十四年の政變で臺閣から追はれ、野に下つてゐた大隈重信は、これまた政黨の將來性を見透し、明治十五年三月河野敏鎌、前島密等と共に「立憲改進黨」を組織し、自由黨に對立する在野政黨が出現した。

この兩者は、藩閥政治打破、立憲政治確立といふ共同目的をもつてゐたにもかゝらず、對立抗争した。自由黨は後の政友會、改進黨は民政黨と、それらの濫觴をなすものであるが、後年の二大政黨對立は、既にこの政黨初期から芽生へてゐたのである。

當時、藩閥政府はこれらの政黨に對して、あらゆる彈壓を加へ、政黨は文字通り彈壓の嵐に抗して闘つたが、しかしこれほど政黨を毛嫌ひした藩閥政府も、政黨の組織的な力を認めないわけにはいかなかつたと見えて、政黨彈壓の方法として、福地源一郎、丸山作樂等をして、立憲帝政黨なる御用黨を組織させ、在野政黨に拮抗せしめた。以夷制夷の戰術をとつたわけである。

かくて自由、改進黨、帝政の三黨が鼎立したが、このうち帝政黨は最も振はず、自由、改進黨が時局の波に乗つて勢力を伸張したが、しかし兩派の對立抗争は極めて激烈なものがあつた。爾來政黨は常に對立抗争を續けて來たのであるが、その弊害もまた頗る大きなものがあつた。彼等は藩閥政治打倒といふ共同目的を有しながら、互ひの抗争に没頭し、後年においてはこれが政民兩黨の政權爭奪にまで發展したのである。

かうした二大政黨の對立状態は、時の政府から見れば、まことに思ふ壺だつたに相違ない。毛利元就の教訓を忘れて兄弟牆に鬩ぎ、しかも外その侮を禦ぐことを忘れた政黨は、藩閥政府の陰險極まる攪亂策に遭つて醜争を續けた。その最も代表的なものは有名な板垣の洋行費問題で、果して事實かどうかは明らかでないが、當時板垣は突然洋行し、その費用が政府から出てゐると噂され、自

由黨内部においても重大問題となつたばかりか、改進黨は政府の煽動に乗つて猛烈に自由黨を攻撃した。自由黨はそれに對する報復手段として、三菱會社と大隈の關係を暴露して改進黨攻撃をする等、その對立抗争はますます尖鋭化した。

これが後年政黨の勢力が伸張し、尋常の攪亂策ではいなくなると、時の政府はあるひは買収、あるひは政權慾で釣つて、政黨の内部攪亂を企てるやうになり、政黨操縦といふ熟語が生れたほどであつた。最近では岡田内閣における、故床次竹二郎、山崎達之輔、望月圭介、内田信也等の昭和會が、その好適例である。

實に政黨の分裂、脱黨騒ぎ、離合集散こそは、政黨史の大部の頁を埋めるものであり、それが大義名分によらずして、政權慾に釣られて行はれたものである限り、憲政の發達を阻害したばかりか、結局は政黨自身を没落に導く大きな原因の一をなしたのである。

第三節 政黨興隆の時代背景

折角興隆の氣運を孕んで創設された自由、改進黨も、相互の對立に加へて、藩閥政府の思ひ切

つた彈壓のため、漸次苦境に沈淪し、ついに自由黨は明治十七年十月解黨し、改進黨また振はざることを甚だしきものがあつた。

しかしながら、かうした初期における政黨の衰微は、藩閥政府の彈壓、政黨相互の對立抗争のみが全部の原因ではなかつた。根本的な問題はむしろ客觀的情勢が未だ熟してゐないといふことであつた。

もし政黨が興隆の一途を辿るべき客觀的情勢があつたならば、たとへ藩閥政府の彈壓があつたにしても、それはさほどの効果を持たなかつたであらうし、またいくら藩閥政府が權力を振つたにしても、大勢に抗することは出来なかつた筈である。

その客觀的情勢とは何か。

それには種々な問題が擧げられるが、その最も根本的なものは、資本主義機構との關係である。わが國の政黨が、資本主義と共に發展したことは、前にもちよつと觸れておいたが、當時は未だ資本主義がそれほど發達してゐなかつたために、政黨との結びつきがそれほど密接ではなく、たとひあつたとしても、資本主義そのものゝ未成熟から、政黨の興隆を促進するには至らなかつたので

ある。

それに創成期の政黨は、その構成分子が極めて雜然たるものであり、未だ政黨としての近代的な組織力を持たず、政黨そのものゝ指導精神も明確さを缺いてゐたので、資本主義が必要とするやうな政治勢力になつてゐなかつたといふこともいへる。

従つて資本主義が發達するに伴つて、また政黨が政治勢力として大をなすにつれて、この兩者は密接に結びつき、相互に目覺しい發展を遂げたのである。

しからば資本主義と政黨との根本的關係如何。

いふまでもなく、わが國の資本主義は明治以來、自由主義經濟によつて後進資本主義として異常な發展を遂げたのであるが、明治初期にはなほ封建的なものが多分に殘存してゐたので、當時の新興ブルジョア階級は資本主義發展のために、これらの障害と闘はねばならなかつた。もちろん彼等は時の政權たる藩閥官僚と結びついたが、しかし時代の推移と共に、藩閥官僚の政治イデオロギイでは、資本主義の順調な發達を期し得なくなり、むしろ藩閥官僚を牽制することすら必要になつて來た。彼等はどうしても自由主義的な近代的政治組織を必要としたのである。

この要求にびつたり符合したのが、自由主義的政治イデオロギイを持つ政黨であつた。これが資本主義と政黨との根本的關係である。

しかしながらこゝに注意しなければならぬのは、當初民間の自由民權の聲から生れた政黨が、當時の新興ブルジョアの前衛隊となつたことにより、漸次質的變化を遂げたといふことである。即ち當初大衆的利害を代表してゐた筈の政黨は、資本主義の代辯者として、純然たるブルジョア政黨として完成されたのである。従つて資本主義の弊害が指摘される頃になると、政黨もまたそれが決して大衆に立脚するものではないとして、國民から指彈されたのは、かうした歴史的必然性に基くものなのである。例へば五・一五事件の動機に關して「政黨、財閥及び特權階級」といふ言葉が用ひられてゐるのは、よくこの間の消息を物語るものである。

かく概觀すれば、明治初期における政黨の衰微は、むしろ次に來るべき發展への小康期ともいふべきもので、大勢からいへば敢て問題にするほどのこともない。政黨史そのものからいへば、順調な發達と概括しても、少しも差し支へのない程度である。たゞ筆者が特にこの問題を取り上げたのは、右に述べたやうな資本主義と政黨との關係を説明したかつたからである。

明治から大正へかけて、自由主義経済による資本主義が一路上昇の線を辿るに従ひ、その政治分野における手足としての政黨もまた、大いに羽翼を伸張した事實は、この原理によつてのみ理解し得るのである。特にわが國の資本主義は、日清戦役、日露戦役を契機として飛躍的發展を遂げ、大正年間における第一次世界大戦によつて目覚ましい海外發展を遂げ、略々近代的資本主義としての完成を見たのであるが、政黨もまたこれと符節を合する如く、時代を同うして躍進した。

第四節 最初の政黨内閣

明治初期の政黨は、しばらく沈淪の運命を啣つてゐたが、しかし前節に述べたやうな時代の機運は刻々に熟し、漸次政黨を表舞臺に登場せしめた。

即ち、明治二十二年二月十一日、憲法が發布せられ、翌二十三年七月一日には第一回衆議院議員總選舉が行はれた。この時、板垣はさきに解黨した自由黨を再興して、立憲自由黨を組織したが、議會においては自由、改進黨が對立状態を呈し、これまた議會における二大政黨對立抗争の端緒を開いて、今日にまで及んだのである。

その後、政黨はなほ一起一伏を續け、幾多の波瀾を経ながらも、漸次その勢力を擴大し、日清戦役後における資本主義發展に伴つて大いに伸張した結果、明治三十一年には隈板内閣が生れた。これが政黨内閣の最初で、閣僚は軍部大臣を除いて、全部自由、進歩兩黨人といふ劃期的なものであつた。その顔ぶれは、

首相兼外相	大隈重信 (進歩)
藏相	松田正久 (自由)
内相	板垣退助 (自由)
法相	大東義徹 (進歩)
文相	尾崎行雄 (進歩)
農商相	大石正巳 (進歩)
逓相	林有造 (自由)
陸相	桂太郎
海相	西郷從道

これよりさき、第二次伊藤内閣は政黨を彈壓して、再度にわたる解散を行つたため、ますます民論を激昂せしめ、在野諸黨は政府の軟弱外交糾彈、責任内閣制の確立要求を旗幟に一致團結して選舉に臨み多數を獲得して一舉に政府を屠らんとしてゐた時、突如朝鮮に東學黨の亂が勃發し、ついに清國との間に干戈を交へるに至つた。當時の國勢からいへば、日清戦争は正に國運を賭しての戦争であつた。こゝにおいてか、忽ちにして舉國國難に赴く能勢がとゞのへられ、さしもの政争も一切中止され、朝野協力して戦争遂行に全力を挙げたのであつた。

かくて輝ける戦勝と共に、わが國は世界的巨歩の第一歩を踏み出したのであるが、この時既に東亞に帝國主義的侵略の鋒を向けてゐた列強の壓迫が加へられ、露、獨、佛の三國干涉の結果、萬斛の恨みを呑んで遼東半島還付の餘儀なきに立ち至つた。爾來わが國は次の日露戦役による歴史的發展に至るまで、文字通り十年の臥薪嘗膽を續けたのであつた。

しかるに遼東半島還付は、戦勝に酔つてゐた國民を失望のどん底に突き入れ、失望はやがて憤激に變つて行つた。明治二十八年の第九議會では、改進黨を中心とする在野諸黨が「外交失敗に關する政府彈劾上奏案」を提出したが、この時政府と自由黨との間に諒解が成り、國民協會、無所屬の

一部もこれに加はつたため、上奏案は少數否決されてしまつた。その結果改進黨、革新黨の在野諸黨は合同して進歩黨を組織し、大隈がその黨首となつた。

政府の政黨操縦が具體的に表はれたのは、實にこの伊藤内閣以來で、それまで藩閥政府は只一列に政黨を彈壓してゐたが、これ以後は概ねいづれかの黨派に協力を求めるといふ形でこれを操縦して、野黨と對立させ、分裂作戦によつて議會を切り抜ける方法をとつたのである。例へば伊藤内閣の後を承けた薩派の松方は、進歩黨の支持を求めて大隈を入閣させ、薩派、進歩黨の聯合内閣ともいふべき松隈内閣を組織した。この頃から、藩閥と政黨の関係はやうやく複雑となり、藩閥勢力は次第に政黨のために喰ひ込まれて行くのである。

かくて政黨は確固たる基礎を作り上げ、もはや藩閥の力ではどうにもならぬ政治組織となつた。しかるに第三次伊藤内閣は、進歩、自由兩黨いづれの支持を得ることに失敗し、地租増徴案をめぐるついに正面衝突となり、議會の解散を斷行した。こゝにおいて政黨は、共同の敵たる藩閥官僚と闘ふためには、無益な黨争を中止し、一致團結して當らねばならぬことを悟り、自由、進歩兩黨は多年の行がりを一切水に流して合同し、憲政黨を組織した。その宣言書は左の如くである。

「憲法發布議會開設以來將に十年ならんとす。而してこの間解散は已に五回の多きに及び憲政の實未だ全く擧らず、政黨の力未だ大いに伸びず。これをもつて藩閥の餘弊なほ固結し、爲に朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり。これ擧國忠愛の士の慨嘆する所なり。今や吾人は内外の形勢に鑑み斷然自由進歩の兩黨を解き、廣く同志を糾合して一大政黨を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす」

憲政黨結成の目的は、この宣言書に明らかな如く、藩閥の餘弊を除去し、憲政の完成を期することにあつたので、よくその使命を自覺した政黨始まつて以來の意識的、組織的行動ともいふべきものであつた

かゝる湃澎たる新興政治勢力の結成に對しては、いかに政黨嫌ひの藩閥政治家といへども、何とも手の下しやうがなかつた。流石に達識の進歩的政治家であつた伊藤博文は、事ここに至つてはもはや政黨に時局を擔當せしめる以外に途がないと悟り、猛烈に反對する山縣等を説得した結果、ついに隈板内閣の出現を見たのである。

わが憲政史上特筆すべき最初の政黨内閣は、かくして生れたのであるが、政黨がよく藩閥の彈壓

に抗して、組織的な政治勢力となつた背後には、日清戰役を契機とする資本主義の飛躍的發展があり、當時の政治、社會、經濟、文化のあらゆる部面が、資本主義機構の上に立つに至つたといふ客觀的情勢を忘れてはならぬ。

第五節 藩閥・政黨・官僚

その後、明治三十三年には伊藤博文の立憲政友會組織となつて、次第に政黨政治への基礎がつくられて行つた。

伊藤はよくその卓越した政治眼によつて、時局を洞察し、元老、藩閥の頑迷な反對を押し切つて政黨内閣の實現に努力したが、その後ますます政黨に對する認識を深め、憲政の圓滿なる運用は、健全なる政黨の力に俟つ以外にないと考へ、自ら政黨を組織する決意をなしたのであつた。あれほど政黨嫌ひだつた伊藤が、自ら進んで政黨總裁となつたのは、彼の政治家としての進歩性を證明することにもなるが、同時に時勢の流れが、いかに強いものであるかを説明するものである。伊藤は明治二十二年の憲法發布直後、かの有名な「政黨政治否認の宣言」を發したが、これはイギリス流

の政黨政治を排撃し、ドイツ流の官僚政治を謳歌し、政黨政治をまつ向から否認したもので、その一節には次の如く述べられてゐる。

「政黨のことについては、人民既に政治思想を有するに至り、政黨の起るは已むを得ざることに既に政黨あれば、また國會にてその争あるは勢のしからしむるところなり。しかれども政府内に政黨を引入るゝことは、はなはだ宜しからぬことにて、政府は須らく政黨以外に獨立せざるべからず陛下自ら統治權をもつて天下に君臨し給ふにおいては、もとより一視同仁彼に厚く此に薄きがあるべきに非ず。しからは陛下を輔佐し、陛下の統治權について一切その責に任ずる大臣にして、もし政黨に關係あるものとせむか、勢ひ彼に厚く此に薄きが如きことなしといふべからず。夫の英國の如き、政黨内閣の害なき所以のものは、是れその國民の習慣のしからしむるところにて、他國の決して模倣すべきに非ず。斯くいへば、人あるひは目して薩長の勢力を維持する籠絡手段なりとなすべけれども、既往二十年間の実績についてこれを觀れば、決してその然らざるを證するに足るべし。

今一例を擧ぐれば、政府は從來教育を盛んにし、民智を進むるに汲々たり。もし或るものゝ言の

如く、薩長の勢力を維持せんと欲せば、人民を暗愚にするに如くはなし。何ぞ人智を進めて己れに不利なることをせむや。これ我々が藩閥政府を維持するの本旨なきを證するに足るべし。」

これによつて當時の伊藤の政黨觀がどんなものであつたかが明白だが、かうした政黨觀は單に伊藤のみでなく、藩閥政治家に共通のものであつた。しかも伊藤が自らその政黨總裁となつたのは、わづか十年の後であつたのだ。しかしこの宣言の中に指摘されてゐるやうな政黨の弊害は、たしかに後年全盛時代に入つてからの政黨政治に見られたもので、その點から見てもこの宣言は興味深い。五・一五事件以來政黨が没落してから、齋藤、岡田兩内閣等に勢力を張つた官僚は、行政府と立法府の峻別を主張して、政黨を政治の中樞から驅逐せんとしたが、そのイデオロギーは、この伊藤の宣言中にある「政府は須らく政黨以外に獨立せざるべからず」の思想を繼承したものである。

さらに日露戦争を経て資本主義機構の基礎がますます鞏固となるにつれて、政黨もまた大いに振つた。この時分にはもう舊き閥族は次第に政界第一線から後退し、その代り明治三十四年の桂内閣出現を契機として藩閥の流れを汲む新しい官僚勢力の擡頭を見るに至つた。しかしながら時局の波は政黨政治完成へ向つてゐたため、次第に官僚勢力は政黨のために抑へられて行つた。それで政黨

全盛時代になると、政黨人に非れば大臣にもなれぬといふ風であつたから、凡そ政治に志すほどの者は、官僚にせよ、軍人にせよ、皆政黨に來り投じた。純粹の官僚で終始すれば、たかだか次官が出世の行止りで、それ以上出世して大臣にでもなるためには、政黨に入るより仕方がなかつた。最近の政黨首腦の殆んど全部が官僚、軍人出身なのは、よくこの間の消息を物語るものである。例へば田中義一然り、床次竹二郎然り、加藤高明然り、濱口雄幸然り、鈴木喜三郎然り、若槻禮次郎然りであつた。平民宰相といはれた原敬ですら官僚の時代があつた。さらに選舉の關係から地方長官は全て政、民の二つに色別けされ、内閣の變る毎に更迭が行れ、これらの點では幾多の弊害を生んだのであつたが、政黨全盛時代には、官僚は自己救済のために敢て政黨の御用を務め、ます／＼その弊害を助長した。

しかるに、ひと度滿洲事變を契機として政黨の弔鐘が打ち鳴らされるや、官僚は猛然として政黨に對抗して行つた。齋藤、岡田の兩内閣における所謂新官僚の擡頭がそれで、この新官僚は前に述べた藩閥の流れを汲んだ官僚勢力の系統をつぐものである。この頃になると、政黨人であることがむしろ政治家としての立身出世の妨害となつた位で、政黨に關係のない官僚の方が大威張りで大臣

になれた。從來政黨色のあつた者も、いかにしてこれを清算するかに骨を折つた。正に時世の變遷といふべきであらう。

第六節 政黨政治の完成

日露戰役後、時局の波はぐん／＼と政黨を押し上げたが、同時に恰も舊藩閥に代つて新たな官僚勢力の擡頭を見たと同じやうに、政黨陣營にも人物の更新が行はれ、板垣、大隈といふやうな古き指導者の時代は去つて、新鋭な指導者の登場を促がすに至つた。その最も代表的人物が原敬と加藤高明であつた。(原敬は大正三年、加藤高明は大正五年、それ／＼政友會總裁、憲政會總裁となつた。)

原敬は政黨政治の基礎を確立した人として、また衆議院に籍を有しながら、宰相の印綬を帯びた最初の人として、憲政史上特筆さるべき存在であるが、特に閥族官僚に對する鬭争力が旺盛で、よく政黨陣營をひきゐる官僚の牙城に肉迫した。彼が西園寺内閣に初めて内相となり、例の「郡制廢止案」を提げて貴族院に挑戦した時には、案そのものは結局否決されたけれども、その物凄い迫撃

ぶりは、大いに官僚派の心膽を寒からしめたものであつた。この郡制廢止案は、官僚派に對する政黨の壓倒的攻勢を示したものととして、また政黨の地方地盤開拓に貢献したものととして特筆すべき問題で、その後大正十年原内閣の時に實現された。

かくて近代的政黨政治は、大正二年の第三次桂内閣に對する憲政擁護運動を経て、大正七年原政友會單獨内閣の出現を見るに及んで、ほゞその基礎を確立したのであつた。

所謂大正の政變は、陸相上原の單獨辭表捧呈による西園寺内閣の瓦解と、これに續く桂内閣出現と、相次いで起つた非立憲的行爲に對する政黨側の一大反撃だつた。桂は當時内大臣兼侍從長だつたが、組閣に際し優詔を奏請し、また海軍大臣留任の優詔を奏請したため、その行爲は宮中、府中の別を紊るものとして一世の指彈を浴び、ついにはこれが閥族打破、憲政擁護を目標とした國民運動にまで發展した。この運動の趣旨は、政友會の尾崎行雄、國民黨の犬養毅を先頭に第一聲を擧げた憲政擁護會の決議に

閥族の横暴跋扈今やその極に達し、憲政の危機目捷の間に迫る。吾人は斷乎妥協を排して閥族政治を根絶し、以て憲政を擁護せんことを期す。

とあるをもつて明らかである。憲政擁護の名はこの時に始めて生れたものである。

これに對し桂は、第三十議會の休會明けに二週間の停會を命じ、その間與黨の立憲同志會組織を計畫して政友會の切崩しにかゝつたが、政友會の結束が案外固く、やうやく九十三名を得て第二黨を勝ち得たに過ぎなかつた。かくて休會明け議會の劈頭、二百三十四名の壓倒的多數の賛成をもつて内閣彈劾の決議案が上程され、提案理由の説明に當つた尾崎行雄は、「彼等は常に口を開けば、直ちに忠愛を唱へ、恰も忠君愛國は自分の一手專賣の如く唱へてありますが、その爲すところを見れば、常に玉座の蔭にかくれて、政敵を狙撃するが如き舉動を執つてゐるのである。彼等は玉座をもつて胸壁となし、詔勅をもつて彈丸に代へて政敵を倒さんとするものではないか」といふあの文句で有名な彈劾演説を行ひ、舌端火を吐く熱辯をふるつて痛烈に桂一派を攻撃した。この演説は尾崎の三大彈劾演説の一に算へられるものである。

桂は、なほあらゆる手段を講じて、難局を切り抜けんとして、西園寺政友會總裁への時局匡救に關する優詔降下となつたが、もはや燎原の火の如く燃え擴つた護憲運動を抑へることは出來ず、ついに挂冠するに至つた。

この護憲運動こそは、政黨が始めてその組織的な實力を發揮し、政黨政治確立の基礎をなした、憲政史上の歴史的事件であつた。さうして大正七年、原内閣の成立によつて、政黨政治はほど確立されたのである。尤もその後も加藤友三郎内閣、山本内閣、清浦内閣と、引續き超然内閣の出現を見はしたが、しかしこれらはもはや組織的な力を持たず、次に述べる大正十三年、清浦内閣における護憲三派の勝利を契機として、政黨政治は全く搖ぎなきものとなつた。

大正十二年、山本震災内閣の瓦解後、政友會と憲政會とは互ひに政權落下を夢見て仲間争ひをしてゐる時、大命は樞密院議長清浦に降下した。しかも清浦は貴族院研究會のロボットとして、完全な貴族院内閣を組織したので、政黨はまたも共同の敵に向つて結合し、政友會、憲政會、革新俱樂部の三派提携して華々しい護憲運動を展開した結果、十三年の總選舉において、護憲三派はよく政府の彈壓と闘つて勝利を獲得し、最後の超然内閣たる清浦内閣はわづか五ヶ月にして崩壊した。

かくて苦節十三年の加藤高明に大命が降り、護憲三派内閣によつて國民多年の宿望だつた普通選舉法が實現されてからは、完全な政黨内閣時代を現出、二大政黨が交互に内閣を組織する、所謂政黨交替制が確立され、昭和七年犬養政友會内閣が、五・一五の嵐である歴史的な最後を遂げるまで

續いたのである。

一方、大正十一年には、政界の大御所として一代の權勢をほしいままにした山縣も他界し、さしもの藩閥官僚も今は全く影をひそめ、わづかに彼等が最後の牙城と頼む樞密院に餘燼を保つに過ぎなかつたが、それすら既に大正二年の山本内閣において、文官任用令改正問題をめぐつて政府に壓倒され、濱口内閣におけるロンドン條約問題では完全に止めを刺れた形であつた。

山本内閣における文官任用令改正は相當劃期的なものであつたが、當時樞府は山縣が議長で、この文官任用令改正案を握りつぶして山本内閣を苦境に陥れんとはかつた。これに對して政府は顧問官全部の免官も辭さないといふ強硬態度に出たので、ついに樞府も政府案を承認したのだが、これには元來山本その人が樞府何ものぞといふ氣概を持つてゐたこともあるが、同時に内相原敬の政黨を背景としての指導が預つて力があつた。

濱口内閣におけるロンドン條約問題をめぐる、樞府との經緯は餘りにも有名だが、問題それ自身の當否は別として、對政府の決戦に樞府が慘敗したのは、政黨そのものの力に勝つことが出来なかつたといふ事態を説明するものである。

かうして世は擧げて政黨時代となり、黨人はわが世の春を謳つてゐたが、しかし、驕る平家は久しからず、既に昭和の初年、政黨政治が正に全盛期に入りつゝあつた頃には、政黨の挽歌をかなでる次の時代の聲音が、忍びやかに迫りつゝあつたのだ。この聲音はやがて音高まり、怒濤となつて押し寄せ、滿洲事變となつて爆發するに及んで、彼等もかつての藩閥と同じ運命を辿らねばならなかつた。

その聲音はいかにして起り、いかにして嵐となつて吹きまくつたか。

われ／＼はこゝで、滿洲事變前後における政治的展開について考察しなければならぬ。

第三章 滿洲事變をめぐる政治的展開

第一節 政黨は何故没落したか

政黨没落の原因については、さまざまな方面から検討されねばならぬが、最も根本的なものは資本主義の動向との關係である。

政黨が、當初藩閥官僚打破を目的として、民間の自由民権の思想から生れ、それが次第に當時の新興ブルジョアの前衛隊に質的變化を遂げ、ついにブルジョア政黨として完成した過程については、前章に説いた通りであるが、従つて政黨が資本主義の動向によつて、その運命を左右せらるべきものであることはいふまでもない。

わが國の資本主義は、明治から大正へかけて、自由主義經濟によつて、異常の發展を遂げたのであるが、恰も政黨政治の關熟期たる昭和初年からは、次第に自由主義經濟に行詰りを生じ、徐々に

獨占形態に入りつゝあつた。それに自由主義經濟から來る弊害もやうやく著しく、國民大衆の反撥を喚び起したため、資本主義從來の傾向は、必然的に改められなければならぬ運命にあつた。

自由主義經濟から統制經濟へ、利潤本位から利潤抑制へ、これが資本主義の獨占形態化に伴つて起つた必然的な動向であつた。

かゝる資本主義の動向は、經濟は政治を支配するといふ原則によつて、政治分野にも大きな變化をもたらさずにはおかなかつた。政黨没落の根本的原因は、實にこゝにあつたのである。

何故なら、資本主義が自由主義經濟によつて發達してゐた間こそ、政黨はその自由主義的、民主主義的イデオロギーによつて、ブルジョア前衛隊として、その全機能を發揮し得たのであるが、資本主義そのものが既に自由主義經濟から獨占化の段階に入りつゝあつたにもかゝらず、政黨は依然たる自由主義、個人主義であつた。かゝる政黨の存在が獨占資本主義にとつて無用の長物となつたことはいふまでもなく、同時に資本主義の弊害が是正されねばならなかつたと同じやうに、政黨の弊害もまた是正されねばならなかつた。政黨は、かくして資本主義といふ大きな支柱を失つたことにより、同時にそれに附隨して起つた政治的、社會的原因によつて没落せねばならなかつた。

實に政黨華かなりし昭和の初年には、ブルジョアの代辯者としての政黨は、既にその機能を喪失すべき運命におかれ、次の時代の波がひた／＼と押し寄せてゐたのである。

即ち、大正九年には早くも世界的不況の襲來となつて經濟恐慌が見舞ひ、さらに昭和初年における未曾有の金融恐慌を現出し、一方資本主義機構の成熟に伴つて、共產主義が急速に擡頭し、大正十二年における第一次日本共產黨事件を始めとして、大正十五年の京大事件、第二次日本共產黨事件、昭和四年の四・一六事件等が相次いで起り、さらに昭和五、六年に見る如き農村恐慌と相俟つて、社會不安はいよ／＼増大した。

かゝる加へて、世界的不況による財政的理由と、歐米列國の壓力とによつて、幾度か軍縮が行はれたが、これが後に軍部における少壯軍人の反撥を生む有力なる原因の一となつた。即ち、大正十一年加藤友三郎内閣においては、ワシントン海軍軍備制限條約成立によつて海軍の縮小を行ふと同時に、時の陸相山梨をして陸軍の軍縮を行はしめ、人員六萬、馬匹一萬三千、約五個師團に相當する兵力を減少して、年額三千餘萬圓の經常費を削減し、次で大正十四年加藤高明内閣においては、陸相宇垣の下に第二次陸軍軍縮が行はれ、人員三萬四千、馬匹六千、約四個師團に相當する兵力を

縮小し、同時に装備の改善によつて年額一千四百萬圓を節約した。越えて昭和四年濱口内閣においては、陸相宇垣の下に三度軍制改革が企圖され、次の第二次若槻内閣における陸相南によつて成案を得たが、それによれば二個師團並びに騎兵一個旅團に相當する人員馬匹を整理減少し、その代りに軍の機械化による装備改善を行はうとするものであつた。

當時、この軍制改革に關する、昭和六年九月四日の陸軍省公表によれば

「……本案は經常部臨時部を通じ陸軍豫算増加を來すことなく却て若干の資を國庫に戻入せんことを所期せるものにして、これがため國防計畫に支障を來さざる範圍において人馬の減少、作戰資材整備計畫の變更、並に戦用品一部の整理を斷行し、また不用となるべき土地建物の資金化をはかる等の方法により經費を捻出し、以て所要の改善を企圖せるものとす」

とあり、装備改善の主要なものには

- 一、歩兵に機關銃並に新式歩兵砲を増加し騎兵に機關銃及び装甲自動車を装備し、砲兵隊に輕榴彈砲を加ふ
- 一、飛行隊、飛行學校を整理し新たに隊數を増加す

一、戰車隊、装甲自動車隊、高射砲隊及び照空隊を増加す
等が擧げられてゐる。

この軍制改革案は、第六十議會が解散となつたため不成立に終り、一方滿洲事變勃發による客觀的情勢の變化によつて、結局取止めとなり、事變後の昭和七年からは逆に國防充實計畫がどしどし遂行されるやうになつた。

その前年の昭和五年濱口内閣においては、ロンドン軍縮條約が成立し、有名な「統帥權干犯問題」を起して、軍部の少壯將校の間に強い影響を與へた。五・一五事件から二・二六事件に至るまでの一聯のテロリズムに、その動機の一つとして「ロンドン條約締結に關する統帥權干犯問題」が擧げられてゐるのを見ても、這般の消息が知られるであらう。

これらの軍縮は、いづれも政黨政治による自由主義イデオロギイの下に行はれたものであるが、大正十一年、同十四年の軍備縮小が、何等の反撥をも惹き起さずに、むしろ世間の喝采を博したのは當時政黨の政治勢力が壓倒的だつたからであり、これに對し、昭和五、六年における軍縮問題が大きな反撥を喚び起したのは、既に政黨政治が末期に入り、政治勢力として破綻を來してゐたから

にほかならぬのである。

第二節 現状維持派と現状打開派の對立

以上に述べた如く、資本主義の獨占形態化に伴ふ自由主義的政治外交の行詰りによつて、内外の情勢は傾に逼迫し、もはや二進も三進も行かなくなつた時、これを打破して、日本の進むべき新たな方向を示唆する意義をもつて起つたものが滿洲事變であつた。

滿洲事變を契機として、現状打破、革新を標榜する運動が展開され、燎原の火の如く燃え擴つて行つたのは、かゝる客觀的情勢に基くものであつた。

しかるに重臣を始め政黨等の政界上層部は、もはや自由主義の牙城が全く脅かされてゐるにもかかはらず、舊態依然たる自由主義イデオロギーによつて、この危機を切り抜けようとした。こゝにおいて現状打開の氣運はますますたかまり、現状維持派と現状打開派の對立は漸次深刻化し、社會不安、政治不安を醸成するに至つた。

滿洲事變の翌年には、所謂血盟團事件が人心を動搖させ、間もなく五・一五事件によつて、政黨

政治は最後の止めを刺されたのである。

さらに、滿洲事變のあつた年から、ファツシヨ團體の急速な擡頭を見、左右兩翼の對立を來したが、左翼はそれ以後漸次衰微して、ついには全く影をひそめるに至つた。かくて政黨の没落により軍部、官僚が政黨に代つて政治の中心勢力となつたが、しかし軍部とか官僚とかいふものは、別に國民的な政治組織を持つてゐるわけではなく、しかも重臣を中心とする政界上層部が、この政治的混亂期に當つて、確乎たる一定の指導方針を持たず、たゞ時局の波をせき止めようとする退嬰的な態度であつたため、それ以後今日に至るまで、現状維持派と現状打開派の對立状態を續け、政治は常に混亂をくり返して來た。それ故、今日問題とされてゐる新政治體制を必要とする社會的歴史的原因は、既に政黨没落と共に胚胎してゐたといへるのである。

當時の重臣、政黨等の政界上層部が、政黨政治以後に來るべき、政治の方向に對して一定の見透しを持つてゐなかつたといふこと、いはゞ時局認識が不足であつたといふことは、滿洲事變前後における政情の變化を、一時的現象と見、時代が正に轉換期に直面しつゝあるといふことに氣づかなかつた錯誤に基くものであつた。

五・一五事件後における齋藤、岡田の兩内閣は、最もよくこの立場を代表したものであるが、しかし彼等が單に時局の波の防波堤たることに汲々とし、積極的に時局を打開して行くだけの政治的指導力を持たなかつたことは、却て急進的ファシズムを激發する結果となり、ついに昭和十一年の二・二六事件となつて天下を震駭させたのである。

従つて昭和六年十月の××事件から、二・二六事件に至るまで、いづれも時局と關聯して、思想的に、一貫した系統を持つもので、これらの事件を概觀する時は、いかに自由主義的政治外交が批判の對象となつてゐたかゞ明白であり、その意味では、これらの事件に歴史性のあることを認めざるを得ないであらう。

既に昭和四、五年、政黨政治がやうやく末期的現象を呈し、先に述べたやうな内政的行詰りに加へて、國際的重壓がますます甚だしくなり、しかも外交は英米追隨外交を一步も出ず、大陸經營をさへ斷念せねばならぬやうな状態にあつた時、軍部の少壯分子の間においては、これを打破せんとする動きが擡頭しつゝあつた。その目標とするところは、内にあつては國內改造を斷行し、同時に外に對しては英米追隨外交を清算し、對外硬によつて東亞における帝國の地位を確保せんとするも

のであつた。それが昭和六年三月の〇〇事件となり、さらに同年十月の××事件となつたが、この兩者はいづれも未遂に終り、表面に出ることなくして處理された。

翌昭和七年二月九日、三月五日の兩日、前藏相井上準之助、三井合名理事長團琢磨が相次で暗殺され、こゝに血盟團事件なるものが起つた。血盟團は十三名から成る民間テロ團體で、當時の檢事論告には「本件事犯は被告人等の所謂十月事件の後を承け……」とあり、豫審決定書には、

「各被告人は……わが國現下の狀況を目して、政治經濟その他の諸機構いづれも多くの缺陷を有し、政黨、財閥、並びに特權階級は相結託して私利私慾のみに没頭し、國政を紊り國家存立の大義を誤り居るものとなし、これが革正をはかり、眞に君民共治の實現を期するために、非常手段により政黨財閥並に特權階級等舊勢力を打倒せんと企圖し……。」

とある。彼等の目標が現状打開にあつたことは、これで明白だが、しかしその行動は單なる破壊を目的としたもので、テロリズムとしても一人一殺主義といふやうな、極めて素朴な形態をとつたに過ぎなかつた。

第三節 五・一五から二・二六まで

これが五・一五事件になると、陸海軍の青年將校を含む四十数名の多きに上り、その行動も團體行動であり、相當組織的となつてゐる。もちろん、五・一五事件に参劃した人々は、初めから血盟團と連絡があり、彼等の場合といへども破壊のみが目的ではあつたが、破壊後の建設について、臆けながらも見透しを持つてゐたことは、公判廷における古賀中尉の左の如き陳述によつても、これを窺ふことが出来る。

「……われ／＼は先づ破壊を考へた。われ／＼は建設の役をしようとは思はなかつた。たゞ破壊すれば何人かゞ建設の役をやつてくれるといふ見透しはあつた。従つて指導理論といふやうなものには知らぬが、先づ戒嚴令を布いて軍政府を樹立することを考へた。……われ／＼が戒嚴令の布かれる如き状態にもつてゆけば、荒木陸相を首脳とする軍政府が樹立され、改造の段階に入るものと信じた。……」

さらにその動機と目的について、檢察官の論告には

「……昭和五年軍縮會議問題に附隨して統帥權干犯問題起り世論沸騰するや、これをもつて政黨財閥及び君側重臣の結託により、かゝる非違を敢てしたるものとなし、大いにこれを憤ると共に現代日本においては政黨政治家、財閥及特權階級いづれも腐敗、墮落して國家觀念なく、日本を以て政治、外交、經濟、軍備、思想等各種の方面行詰りを生じ、國家滅亡の恐れあるに至らしめたりとし、これが革新の要ありとし……。」

と述べられてゐる。

五・一五事件の結果、政黨内閣は斷絶し、舉國一致内閣としての齋藤内閣が出現したが、しかし未だ既成政黨的なもの、自由主義的なものが、なほ政治の中樞にあつたため、これに反撥するテロ事件もまた跡を絶つに至らなかつた。

昭和八年七月には、神兵隊事件の未然檢擧となつたが、同事件について司法當局は左の如く發表してゐる。

「……被告人天野辰夫等は、かねてより現下のわが國は明治維新以來歐米の物質文明と共に輸入せられた自由主義、個人主義、唯物主義の思想により、政治、經濟、法律その他社會諸般の組織

制度毒毒せられ、日本精神は忘却せられ日本民族の將來は危殆に瀕し、一大改革を要するものと思考してゐた。而していはゆる血盟園、五・一五事件の同志が相次いで蹶起したにもかゝらず政黨、財閥、特權階級はますます相結び國家を紊り國威を失墜したものと斷定し、ロンドン條約の締結、國際聯盟の脱退等により惹起せらるゝものと豫想すべき未曾有の國際的非常時に直面し皇國をこの危局より救ひ、永遠無窮の發展を遂げしめるためには最後の蹶起し、齋藤内閣を打倒し、一舉に國家政治の中樞機構を破壊し、帝都を動亂して戒嚴令下におき、大詔渙發を奏請して特異の内閣を組織し、皇道を指導原理として帝國憲法をはじめ國家統治に關する諸般の法律、制度、組織を根本的に改廢し、一君萬民、祭政一致の天皇政治を確立し、神武肇國の皇政を復古し、所謂昭和皇道維新を斷行し、以て憲法の大綱に一大變革を行はんことを企てた。……」

さらに昭和九年岡田内閣の下において、十一月事件なるものが、これまた未然に處理されたが、この事件の内容については、昭和十年四月四日、陸軍當局から次の如く發表されてゐる。

「昨年十一月中旬在京青年將校及び士官候補生若干名が不穩の企圖なしあるやの疑ひありしをもつて、嚴正調査のため軍法會議において關係者を取調べたり。その結果によればこれ等將校及び

士官候補生はかねてよりわが國の現状は建國の理想に遠ざかり、宿弊山積し、國家の前途憂慮すべきものあるをもつて、速かにこれを刷新改善してわが國體の眞姿を顯現せざるべからずとの考へを懷き、これに關し談合連絡等をなしたることあり。しかれども不穩の行動に出づるの企圖に關しては、徹底的に取調べたるも、その事實を認むべき證據十分ならず、軍法會議においては本件を不起訴處分に付したり。しかるところ、これ等青年將校及び士官候補生の言動において軍紀上適當ならざるものありたるにより、それ〴〵適應の處置を講じたり。」

この事件に連坐して停職處分に付せられた村中大尉、磯部一等主計の兩名は、翌昭和十年八月、「肅軍に關する意見書」を頒布し、また眞崎教育總監の更迭に關する陸軍の統制問題を扱つた怪文書を流布した廉をもつて、免官處分に付せられ、次で二・二六事件の常人側被告として死刑に處せられた。

一方これらの革新を目指すテロ事件頻發の裏には地下潜行的な宣傳として所謂怪文書の横行のほなほだしかつたことも、當時の政治社會情勢の不安を反映するもので、昭和十年八月十二日に起つた相澤中佐の軍務局長永田鐵山中將暗殺事件について、陸軍當局の發表によれば、犯行の原因は、

「所謂怪文書の巷説を信じ」たものとされ、同時に

「この種純情の土が怪文書等の乗ずる所となつて、次々に去就を誤つて行つたことは、まことに痛恨にたへないところで、これに對し陸軍としては軍紀の緊肅により、かくの如き行爲の絶滅を期してゐる次第であるが、なほその因つて來る根源を絶つと共に、この種事件の直接原因をなす怪文書の取締りについて、速かに徹底的處置を講ずるの要あるものと痛感してゐる。」

と發表されてゐるのを見ても、いかに怪文書が横行したかゞわかるのである。

これより先、昭和十年春、岡田内閣の第六十七議會貴族院における憲法論に關する質問が導火線となつて、天皇機關説問題を起し、さらにこれが發展して國體明徴運動となつた。國體明徴運動は政治問題としては、岡田内閣の倒閣運動に移行して行つたけれども、しかしそれが政治的、思想的社會的に自由主義的なものを清算する目標を持つてゐたことは、十分客觀的意義を有するものといはねばならぬ。即ち憲法論としては、從來の自由主義的、民主主義的イデオロギーの上に立つ天皇機關説排撃となり、ついに美濃部博士は貴族院議員を辭任し、起訴處分に付せられた。こゝには自由主義に對する反撥が學説、思想の分野にまで及んだ點に、反自由主義勢力の攻勢が見られる。爾

來、天皇機關説は全く放逐されてしまつた。

しかるにこれが政治問題として重大化するや、問題の本質に鑑みて、陸海軍當局はそれ／＼機關説排撃の聲明を發し、さらに眞崎教育總監は上奏御裁可を経て全軍に告諭を發し、政府もまた軍の強硬態度に押されて、三度聲明を發表して、何とか喰ひ止めようとした。しかもなほ自由主義的なものに對する追撃は止まず、金森法制局長官、一木樞府議長の進退問題にまで發展し、一木樞府議長は、その後二・二六事件の後に辭職したが、その辭職原因は、既にこの時につくられてゐたといつてよい。

かうした時局の激變と政情不安とは、軍部の内部にもまた影響を與へずにはおかなかつた。前に擧げた永田中將暗殺事件がそれである。この事件に關し陸軍當局は左の如く發表してゐる。

「……動機の基調をなすものは、同中佐が昭和四、五年頃より當時の世相を目して國體の本義に悖り、國體の尊嚴に對する認識日に稀薄となり、皇謨翼贊の念を缺くのみならず、思想は混亂し政治、外交、經濟その他の各部門とも宿弊山積し、皇國の前途頗る憂ふべきものあり、速かに革新して一君萬民の國體に還さねばならぬとの觀念に基き、永田中將を目して政治的野心を包藏し

現状維持を希求する重臣、官僚、財閥等と結託し、軍部内における維新勢力を阻止すると共に、軍をしてこれら支配階級の私兵と化せしむるものとなし、その具體的な例として（一）維新運動の彈壓、（二）昭和九年十一月村中、磯部等に關する叛亂陰謀被疑事件に對する策動、（三）教育總監更迭問題における陰謀、（四）國體明徴の不徹底等を擧げてゐるのである。而してこれらの諸件は公正なる審理の結果に徴するに、何等事實の認むべきもなく、妄りに同志の言説及び怪文書等の巷説を信じ、全く我執の偏見に基く獨斷的推斷に基けるものに外ならないのである。……」しかるに岡田内閣は、かゝる時局の激發に對して、彌縫策をもつてこれ事とし、一方永田事件公判の重大化とによつて、時局はいよいよ切迫し、ついに昭和十一年の二・二六事件となつて激發した。この事件については讀者の記憶に新しいことと思ふから、説明するまでもないが、五・一五事件以來頻發したこの種事件の中、最も大規模な且つ組織的なものであつたことはいふまでもない。

第四節 政黨の誤れる時局觀

二・二六事件は、軍法會議審判の結果に基く處刑理由によれば、「國家非常の時局に當面して激發

せる慨世憂國の至情と、一部被告人等がその進退を決するに至れる諸般の事情とについては「これを諒とされながらも「聖諭に悖り、理非順逆を誤り、國憲、國法を無視し、しかも建軍の本義を紊り、いやしくも大命なくして斷じて動かすべからざる皇軍を濫用した」廉をもつて、ついに叛亂罪として處斷されたのである。

さらにその蹶起の動機、原因について、判決理由書には左の如く述べられてゐる。

「……夙に世相の頹廢人心の輕兆を慨し、國家の前途に憂心を覺えありしが、就中昭和五年のロンドン條約問題、昭和六年の滿洲事變等を契機とする……滿洲事變の根本的解決要望の機運に刺戟せられ……まさに國民精神の作興、國防軍備の充實、國民生活の安定等、國運の一大飛躍的進展を策せざるべからざるの秋に當面しあるものとなし、時艱の克服打開に多大の熱意を抱持するに至れり。なほこの間兵の身上を通じ、農山漁村の窮乏、商小工業者等の疲弊を知得し、深く同情し、就中一死報國共に國防の第一線に立つべき兵の身上に後顧の憂ひ多きものと思惟せり。……かくてこの非常時局に處し、當局の措置徹底を缺き、内治外交共に萎靡して振はず、政黨は黨利に墮して國家の危急をかへり見ず、財閥また私慾に汲々として國民の窮狀を思はず、特にロンド

ン條約成立の経緯において、統帥權于犯の所爲ありと斷じ、かくの如きは畢竟元老、重臣、軍閥政黨、財閥等所謂特權階級が、國體の本義に悖り、大權の尊嚴を輕んずるの致せるところなりとなし、一君萬民たるべき皇國本然の眞姿を顯現せんがため、速かにこれら特權階級を打倒して、急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり。……」

これら一聯のテロリズムが、いづれも同じ政治的、思想的系統に屬するものであることは、以上に列擧したそれ／＼の公判記録によつて明白であるが、その目標として常に「政黨、財閥、重臣、軍閥等の特權階級」といふ言葉が用ひられてゐるのは、資本主義の弊害に結びつけての政黨を始め現状維持派の弊害が嚴しい批判の對象となつてゐたことがわかる。

例へば五・一五事件の公判廷における被告の陳述を見ても、中村海軍中尉は「内閣の更迭する毎に朝鮮、臺灣の兩當局、滿鐵總裁を始め、地方農村の平巡查まで人をすげ替へる。かくの如き政黨のやり口は、天皇統治の大權を、壟斷するものである」と述べ、また三上海軍中尉は「三井の政友」「三菱の民政」等の言葉を用ひて痛烈に政黨を攻撃してゐる。

政黨政治の弊害は既に政黨興隆期から存してゐたもので、例へば明治四十二年の有名な日糖事件

の如き疑獄事件を惹き起してゐるが、政黨全盛時代に入つてからは最もはなはだしく、幾多の壟斷すべき疑獄事件が續出した。しかも二大政黨の對立によつて、彼等は互ひに反對派の疑獄事件を摘發し合つた。政黨内閣の末期においては、濱口内閣は政友會の舊惡を暴くことにより總選舉に勝たうとして、賣動事件、山梨事件等の疑獄事件を摘發し、これに對する報復として政友會は、民政黨の舊惡を暴き、文相小橋一太の疑獄事件を起した如きは、その最も代表的なものであつた。さらにわが黨の天下を招來するための選舉干渉、買収等、政黨の弊害は全く底止するところを知らざる有様であつた。

これらの弊害が、漸次國民の非難を買ひ、政黨没落の有力な原因の一となつたことは争へぬけれども、しかし政黨が政治の中心勢力であつた間は、さうした道徳的問題のみでは、政黨の基礎は揺ぐものではなかつた。政黨没落の最大の原因は、前にも述べた如く資本主義の獨占形態化による、自由主義的政治イデオロギーの敗退であつて、平たくいへば、政黨は資本主義に見捨てられたのである。

しかるに、この點に關し、政黨人は根本的に認識を誤つてゐた。もちろん、昭和六年末の若槻内

閣における協力内閣運動の如く、政黨分野の一部にも、かうした客觀的情勢を認め、政黨の更生を
はからうとする動きもあつたが、しかしそれは結局大勢を支配するに至らなかつた。大部分は五・
一五事件以後においてすら、政黨否認の實體について少しも見究めてゐなかつた。當時、政友會總
裁の鈴木喜三郎は、大命の降下を期待し、しかもその曉には政友會單獨内閣を組織することを考へ
てゐたといふ事實によつても、けだし全般がおし測られるではないか。

彼等は政黨内閣が中絶したのは、單に五・一五事件のテロリズムによるものであるとなし、滿洲
事變以來の政治的混亂を、一時的な變態現象に過ぎないとした。この點は當時の元老重臣の時局觀
とその揆を一にするものであるが、それは現状維持派としての共通な希望に基くものであることは
いふまでもない。彼等はしばらくの間、嵐の通り過ぎるまで待つてゐさへすれば、やがては再び花
咲く春が来るだらうとした。歴史はくり返すのではなくて、進むのであるといふ原則を知らなかつ
たのである。

従つて五・一五事件以後、政黨の更生といふことがいはれたが、當時の政黨の立場からすれば
「政黨の復舊」といふことであつた。政權から離れた政黨が、再びその勢力を盛りかへして、往年

の政黨政治華かなりし頃に返さうといふのであつた。

しかるに五・一五事件によつて轉落しはじめた政黨が、五年後の二・二六事件によつて完膚なき
までに打ちのめされるや、こゝに政黨更生の意義に再検討が加へられ、政黨更生は單なる「復舊」
ではなくて、根本的な建直しでなければならぬといふことに氣づいたのである。

第五節 政黨更生の限界とその變質

五・一五事件から二・二六事件に至るまでの政黨更生運動の實體は、一口にいへば自肅自戒であ
つた。彼等は政黨政治没落の原因を、過去の政黨罪惡史にのみ求め、自肅自省することによつて政
黨の弊害を除去しさへすれば、やがては國民の信用を恢復して、往年の政黨華かなりし頃に返り得
ると信じてゐた。政黨と資本主義との根本的な關係、内外情勢の推移等によつて、政治組織として
の政黨そのものが既に時代的適應性を失ひ、潮の外に取り殘されたといふ事實には、少しも思ひを
到さなかつたのである。

しかも一方において、凋落期に入つた政黨は、その内部においても種々な矛盾を生じて來た。先

つ資本主義といふ支柱を失つたことにより、たちまちにして資金難を生じ、黨の統制が動搖する直接原因をつくつた。それに齋藤内閣以來、政黨の後退と對蹠的に擡頭して來た所謂新官僚は、政黨攻撃の絶好の武器として、過去の政黨罪惡を指摘する一方、綱紀肅正を看板にして政黨の資金網を遮断せんとした。かつて政黨全盛時代には、政黨に身を投ずることが立身出世の捷徑であつた官僚は、今や政黨を没落させることによつて、これにとつて代ることが出來ると考へるに至つたのである。かくて齋藤内閣における文相鳩山一郎の樺工事件に見る如く、政黨と財閥との資金關係がやまましい問題となり、政黨の資金難にますます拍車をかけるやうになつた。

元來、政黨の組織としての結束力は、主義主張の一致といふ以外に、資金關係のあつたことを忘れてはならぬ。政黨全盛時代には、財閥との關係で資金に事を缺かなかつたから、自然、黨の統制もよくとれた。表看板は自由主義でも黨内部は、所謂金が物言ふ幹部の獨裁であつた。原敬や加藤高明が、獨裁者としてあれだけの實力をふるつたのも、彼等の人物識見が卓越してゐたばかりでなくかうした客觀的情勢があつたからである。

しかるに政黨が政權から遠ざかり、資金難に見舞はれるやうになると、代議士は自力で歩むために選舉第一主義をとらねばならなくなる。ところが社會情勢の變化によつて、各職業、各階級の對立摩擦が増大するので、代議士はその選舉區の立場によつて、主義主張を異にせざるを得ない。例へば廣田内閣以來の議會において、米穀法等をめぐる都市議員と農村議員の對立が、その良き例でかうした問題になると、代議士は政黨政派を超越し、各自の立場に従つて横斷的に結成するといふ傾向をすら生じた。その他、最近における幾多の實例の示す如く、あらゆる問題を通じて政黨内部の抗爭對立がくり返され、幹部の統制は漸次無力となつた。

かうした情勢にもかゝはらず、五・一五事件直後の政黨は、政黨内閣の復活を信じ、政黨不信の理由を道德問題に結びつけて考へてゐたが故に、常に政權の落下を夢見て策動を續けた。齋藤内閣における高橋藏相留任問題をめぐる政友會の内紛の如き、その良き一例である。

當時、藏相高橋は齋藤の懇請によつて、黨人としてよりはむしろ個人的才腕を買はれて入閣したのであるが、健康上の理由からしばしば辭意を洩したことがあつた。しかるに政友會は絶對多數を誇りながら、政權にありつけぬのが不満で耐らず、高橋藏相を辭職さすことによつて齋藤内閣を倒し、政權を獲得しようとした。しかるに齋藤並びに官僚一派の策が效を奏して、高橋藏相留任と決

るや、政友會は黨出身閣僚の引揚げを斷行して倒閣に邁進すべしとなす強硬派と妥協派とに分れ紛争を續けたが、結局妥協するより外はなかつた。

齋藤内閣が帝人事件で倒れ、お鉢が岡田啓介にまはるや、またも政權の素通りに不満を抱いた政友會は、組閣に際して内務、大藏の重要な椅子が、二つながら官僚の後藤、藤井によつて占められたことにより一層憤慨し、ついに協力を拒絶して、入閣した床次、内田、山崎の三名並に政務官となつた連中を除名し、純然たる野黨となつた。この頃は政黨は没落したとはいつても、まだこれ位の餘勢は保つてゐたのである。しかしながら民政黨は吏黨たるに甘んじて政權に戀々としてゐたため、政民聯携も物にならず、また政友會の内部自身においても、末期的現象として總裁系、久原系の對立抗争があり、野黨としての偉力を發揮し得なかつた。

わづかに昭和九年の第六十六議會では、政友會の東武によつて一億八千萬圓の災害救濟追加豫算提出要求に關する所謂爆彈動議が提出され、あはや政府と正面衝突するかに見えたが、結局は岡田首相の一千五百萬圓の豫備金支出の言明によつて妥協したばかりか、この爆彈動議が却つて政民聯携運動に大きなひびを入れた結果となり、その後岡田内閣の内閣審議會設置によつて、政民聯携は

名實共に解消するに至つた。

要するに齋藤、岡田の兩内閣を通じての政黨の動きは、政友會はその傳統の闘争力をわづかに發揮して官僚陣營と闘つたが、しかし内部では常に對立抗争を續け、黨の結束を缺いたためにその威力が發揮出來ず、民政黨は吏黨たるに甘んじて本質的な政黨更生を考へなかつたといふわけで、いづれにしても政黨の末期的現象を遺憾なく露呈したものであつた。

かくて五・一五事件以來、五年の間、政黨は道德的方面における自肅自省によつて政黨政治復活を夢見てゐたが、現實情勢はこれと逆に推移し、内外相應する惡條件によつて、一路自己崩壞の途を辿り、さらに二・二六事件の結果、全くその夢を打ち碎かれてしまつた。

こゝにおいて政黨の内部にも、從來の政黨更生運動は、その目的においても、方法においても二つながらに根本的に誤つてゐたとの自覺が起つて來た。時代を昔に返す意味での政黨更生、あるひは政權獲得を目的とする政治的策動は、決して政黨を更生せしむる所以ではない。政黨が新しき時代の政治勢力の中心となるためには、從來の行がりを一切捨て、新しく生れ更らなければならぬそれには從來の政黨の政治イデオロギーである自由主義、個人主義を清算し、全體主義、統制主義

に更新しなければならぬとした。

そのため、政黨分野には二つの顯著な動向を生じた。その一つは政黨内部における現状維持派と現状打開派の對立であり、他の一つは新黨運動であつたが、この兩者共に却つて既成政黨の自己崩壊に拍車をかける結果となつた。といふのは、政黨内部における革新分子は、政黨の政治イデオロギ―を自由主義から全體主義に塗り替へようとして、現状維持派との間に鋭い對立を生じ、結局は政黨の組織を土臺からくつがへす役割をつとめたのである。

さらに新黨運動の具體的な動きとしては、廣田内閣における昭和十一年の秋、俗に荻窪會談と呼ばれるものがあり、これは政黨の有力者、軍人、官僚、財界人の代表者によつて強力な一大新黨を作らうとする企てであつた。もちろん、その中には既成政黨的なものも含まれ、個人的な政權慾の色彩も含まれてはゐたが、しかし少くとも政黨政派を超越して、現代日本の諸勢力たる政黨、軍部、官僚、財閥の抱合ひを企圖した點に、その歴史性が認められる。従つてこの新黨運動は、從來の政黨史に見るやうな各派の離合集散、あるひは既成政黨の現状のまゝでの政黨更生ではなくて、むしろ既成政黨の解黨を前提とした點に、全く新しい立場での政黨更生運動の意義を持つたもの

といへる。この新黨運動以來、政黨は漸次解黨過程に入り、今日の新政治體制への伏線をなしたのである。

明治維新の大業は尊王攘夷を旗幟とする諸勢力の結合によつて完成された。が、ひと度維新が成るや、それまで倒幕の目的のために相提携して來た勢力は、維新派と復古派とに分裂して相争つた如く、いつの時代においても、一つの組織が完成されれば必ず自己分裂を起して次の時代への變化發展をなすものである。藩閥勢力から政黨へ、そして政黨の崩壊から新體制の芽生へ、これらは全て歴史の法則に基くものであることを忘れてはならぬ。

こゝでわれは新體制の前驅をなした新黨運動の展開について検討しなければならぬ順序となつたがその前に滿洲事變以來、政黨に代つて政治のヘゲモニーを握つた軍部と官僚の動向について、一應説明しておくことが必要であらう。

第四章 政治勢力としての軍部、官僚

第一節 軍部の政治イデオロギー

資本主義の獨占形態化につれて、個人主義經濟から全體主義經濟へ、自由經濟から統制經濟へと經濟界の動向が轉換したことにより、自由主義的政治イデオロギーを持つ政黨は没落し、その反對のイデオロギーを持つ軍部、官僚が政治のヘゲモニーを握るに至つた經過については、大體今まで述べた通りである。

それまで長く政黨の抑壓下にあつた軍部は、資本主義の獨占形態化と、それに伴ふ内外情勢の逼迫によつて、政黨に代つて政治の中樞勢力となつたが、その軍部の持つ政治イデオロギーは、自由主義による國防國家の完成といふことであつた。既に軍部は岡田内閣の昭和九年十月「國防の本義と其強化の提唱」と題するパンフレットを發行して、その政治イデオロギーを明らかにしたが、

當時軍部の政治に對する積極的發言として天下の注目を惹き、議會でも問題となつたものである。その内容は、所謂廣義國防確立についての軍の見解を説いたものだが、特に政治的に問題となつた部分を抜萃してみると、

「國防は國家生成發展の基本的活力の作用である。

従つて國家の全活力を最大限度に發揚せしむる如く、國家及び社會を組織し、運営することが、國防國策の眼目でなければならぬ。」（「國防の本義と其強化の提唱」第二頁）

言ふまでもなく皇國をめぐる現下の一般情勢は、列強の重壓下に異常の躍進を必要とするものであり、國防組織強化の喫緊なること有史以來今日の如く大なるはない。皇國の國防的に有する潛勢が克く非常時局を克服するに足るべきは、列強が皇國將來の飛躍に對し、如何に大なる脅威を感じつゝあるかに徴するも明瞭である。問題は右の潛勢を組織の力により、いかに現勢として發揮せしめるかに存する。

現在の如き機構をもつて窮乏せる大衆を救濟し、國民生活の向上を庶幾しつゝ、非常時局打開に必要な各般の緊急施設をなし、皇國の前途を保障せんことは至難事に屬するであらう。すべか

らく國家全機構を、國際競争の見地より再検討し、財政に、經濟に、外交に、政略に、將た國民強化に、根本的の建直しを斷行し、皇國の存する偉大なる精神的、物質的潛勢を國防目的のため組織統制して、これを一元的に運營して、最大限の現勢たらしむる如く努力せねばならぬ。これが同時に皇國の直面せる非常時局克服の對策ともなるのである。

最近に至り、現時の國際的對立を不可避的に非ずとなし、外交手段のみによつて好轉せしめ得べしと樂觀する向きもあるが、およそ國際事情に通曉せざる者の言といふべく、國民はかゝる迷想到に惑はされぬことが必要である。(同書第六、七頁)

國民生活を維持向上せしめつゝ眞に必要な國防力を充實せんがためには尨大なる經費を要し、右の負擔に堪へ得る如き經濟機構の整備は、現在の如き非常時局においては當然第一に考慮せらるべき問題である。(同書第十八、九頁)

現經濟機構がわが國の經濟的發展に大なる貢獻をなしたることは認めねばならぬ。しかし國家的全體觀特に國防の觀點より見て、左の如き改善整調の餘地ありといはれてゐる。

一、現機構は個人主義を基調として發達したものであるが、その反面においてやゝもすれば、經

濟活動が、個人の利益と恣意とに放任せられんとする傾きがあり、従つて必ずしも國家、國民全般の利益と一致しないことがある。

二、自由競争激化の結果、排他的思想を醸成し、階級對立觀念を醸成する虞れがある。

三、富の偏在を來し、國民大衆の貧困、失業、中小産業者農民等の凋落等を來し、國民生活の安定を庶幾し得ない憾がある。

四、現機構は、國家的統制力小なるため資源開發、産業振興、貿易促進等に全能力を動員して、一元的運用をなすに便ならず、また國家豫算にはなほだしき制限を受け、國防上絕對に必要とする施設すらこれを實現し得ざる状態にある。

現經濟機構の變改正の方案に對しては種々の意見があるが、國防上の見地よりして左の如き事項が擧げられてゐる。

一、建國の理想に基き、道義的經濟觀念に立脚し、國家の發展と國民全部の慶福を増進するものなること。

二、國民全部の活動を促進し、勤勞に應ずる所得を得せしめ、國民大衆の生活安定をもたらすも

のなること。

三、資源開發、産業振興、貿易の促進、國防施設の充備に遺憾なからしむる如く、金融の諸制度並に産業の運営を改善すること。

四、國家の要求に反せざる限り、個人の創意と企業慾とを満足せしめ、ます／＼勤勞心を振興せしむること。

五、公租公課を眞に公正ならしむる如き税制の整理（同書第四十一、二頁、傍點著者）

以上によつても明らかな通り、このパンフレットの根本的主張は、高度國防國家確立を目的とした自由主義的制度の排撃と全體主義的機構の提唱とであつた。しかるに當時は未だ政黨の餘勢を保つてゐる頃であつたから、政友會、民政黨共に、陸軍がかゝる社會政策、經濟政策に關する指導的意見を發表したことは、明らかに軍人の政治干與であり、特に現在の經濟機構を改變して全て國防統制の一元化をはからんとする如き主張には同意しがたいとし、議會において大いに論議の的となつた陸軍側もこれに對し、たゞちに實行に移すといふ意志ではないと辯明し、わづかに政黨との正面衝突を回避したが、しかし政黨側の攻勢は單なる觀念論に留まり、それによつて何等實際政治の部面

に影響を與へるものではなかつた。それからわづか二年後の廣田内閣以後においては、このパンフレットに提唱された如き統制經濟がどし／＼具體化され、あれほど反對した政黨自らも公然とそれに賛成するやうになつた。まことに目ぐるましい時世の變轉であると同時に、何故軍部が政治のヘゲモニーを握るに至つたかといふ理由もまた、これによつて明らかであらう。

さらに軍部の政治的進出の大きな理由として、滿洲事變以後の國際情勢の逼迫を挙げねばならぬことはいふまでもない。即ち滿洲事變の結果、昭和八年三月には國際聯盟を脱退し、續いて昭和九年にはワシントン海軍軍縮條約を廢棄し、さらに昭和十一年正月にはロンドン軍縮會議より脱退した。一方、滿洲事變後の日支關係は頓に尖鋭化し、昭和十年における北支事件、同年の上海における新生事件等が起つた。さらに蔣介石政府が、英米資本の援助によつて昭和十年十一月より施行した幣制改革は、支那の統一強化の基調をなしたものであつたが、これによる英米の支那に對する帝國主義的侵略と、ソ聯の赤色帝國主義的侵略とは、ます／＼日支關係を惡化せしめ、しかも國民政府の誤れる抗日救國の旗幟による支那民族意識昂揚策は、いよ／＼日支間の溝渠を深くし、ついに支那事變にまで發展せざるを得なかつた。また一方においては、ソ聯との關係も大いに逼迫した。



かゝる國際情勢の切迫を反映して、國內的に軍部が政治のイニシアチヴをとつたのは、極めて當然のことであつた。

第二節 官僚の政治的擡頭

滿洲事變以來、軍部が政治的に擡頭するや、同じくそれまで政黨の抑壓下にあつた官僚は、軍部に便乗して全面的に進出して來た。

元來政黨全盛時代における官僚は、前に述べた如く政黨系官僚として存在し、あるひは政黨人に轉身し、表面の政治勢力としては全く姿を消してゐたのであるが、滿洲事變以來、政黨を離れた純粹官僚として擡頭するに至つた。滿洲事變直後の昭和七年一月には、早くも近衛文磨、後藤文夫、吉田茂、廣田弘毅、藤井眞信、酒井忠正、田澤義輔等を主要メンバーとして、かうした官僚擡頭の風雲を望んで國維會なるものが結成され、これが後に齋藤、岡田の兩内閣において活躍した所謂新官僚の母體となつた。

新官僚當面の目標は、専ら軍部と提携して政黨を排撃することにあつたから、彼等はあらゆる手

段を用ひて政黨勢力の粉碎に努力した。既に齋藤内閣においては行政府と立法院の峻別論が、官僚によつて公然と唱へられ、彼等は行政組織の擴大強化と、それを獨占することによつて勢力を伸張し、政黨の存在を議會の立法院のみに局限せんとした。岡田内閣においては、官僚は内務、大藏といふ重要な椅子を獲得し、進んで政黨組織に對抗し得る政治組織をすら持たんとするに至つた。産業組合、産青聯、各種の青年團體等を通じての地方青年への働きかけはその一例であるが、さらに政黨に對する官僚攻勢の著しき現れは肅正選舉であつた。

前に述べた如く、官僚は政黨の弊害、特にその資金關係による國民一般の政黨不信に乗じて、政黨を弾劾する一方、肅正選舉により買収の弊を絶たうとし、岡田内閣における昭和十年秋の地方選舉を皮切りとして實施された。もちろんこの選舉肅正は、從來の選舉の弊害を匡正せんとしたことだけで十分客觀的意義を持つもので、單にこれを官僚の政黨に對する攻勢用具としてのみ觀ることは餘りにも酷であるが、しかし一面さうした意欲の働いたことも事實であり、また結果的には十分さういへるのである。かうした意味での政黨に對する攻勢は、後に廣田内閣における、軍部のイニシアチヴによる議會制度の改革問題にまで發展して行つた。

さらに岡田内閣における官僚は、行政組織擴大による官僚政治勢力の組織化を企圖して、内閣調査局をつくつた。これは後に企畫廳となり、さらに現在の企畫院となつたもので、所謂國策の一元化を目標にして造られたこの機關は、官僚の政治勢力の本城として牢固たる存在となつたのである。

しかしながら二・二六事件の結果、所謂新官僚は表面的には一時後退の止むなきに至つた。それは彼等が軍部勢力に便乗してゐたこと、政治組織を持たなかつたこと、官僚獨善に對する國民的批判等によるものであつた。とはいへその後においても、政黨の没落と對蹠的に官僚の勢力は漸次根を張り、特に支那事變以來の産業經濟確立の必要等から、産業官僚といふ新造語が生れたほど官僚の進出を招來した。たゞ二・二六事件後における官僚は、單に行政組織の上の存在に留まり、岡田内閣におけるやうな政治組織を持たうとする如き動きは見られなかつた。これは官僚の本質の然らしめるところであると共に、また一面には、廣田内閣以後においては客觀的情勢が強力なる政治の中心勢力を求め、その結果軍部、官僚を含めての新黨運動が展開され、岡田内閣におけるやうな官僚の對立勢力たる政黨そのものが、漸次解體期に入りつゝあつたといふことが強く原因してゐるのである。

第三節 二・二六事件後の軍部の政治的進出

二・二六事件の政治的影響は、直接間接に頗る重大なものがあつたが、先づ第一に擧げなければならぬのは、政治の實權を握る政界上層部に一大變化をもたらしたことであつた。即ち内大臣齋藤實、自由主義經濟時代の財政の神様といはれた高橋是清、教育總監陸軍大將渡邊錠太郎が事件直接の犠牲者となり、また重臣として穩然たる勢力を張つてゐた牧野伸顯、樞府議長一木喜徳郎の引退等、従來現狀維持派の巨頭と目せられた政界の最高勢力が一掃された。さらに財界方面においても三井の池田成彬の引退、郷誠之助の引退を見るなど、いかに事件のショックが大きかつたかを物語るものであり、また既成政黨に對しても再び起つ能はざる打撃を與へたのであつた。かくの如き情勢下にあつて、世間はどんなフアツショ内閣が出来上ることかと想像したが、しかし廣田内閣の本質は決してフアツショではなかつた。それはむしろ自由主義的なものから、反自由主義的なものへの過渡期にあつたといへやう。つまり五・一五事件後の齋藤、岡田の兩内閣が、時局への防波堤の役割を持つたのに對し、廣田内閣は本質的にはなほ自由主義的なものを殘存させながら、時局の激

流によつて、反自由主義的なものへと一擧に移行した過程の役割を演じたものといへるのである。

昭和十一年三月九日、二・二六事件のあの血腥い臭ひのまだ消えやらぬ永田町の一角、組閣本部に充てられた外相官邸の窓際、残雪にきらめく歩哨の銃剣に左右を護られて立つた首相廣田の顔は五日の間ろくに睡眠もとらなかつた苦惱の跡もありくと、憔悴し切つたものだつた。その時、組閣本部に詰めてゐる新聞記者團の一隅から、「ハイル・ヒロタ！」といふ言葉が叫ばれた。なるほど周囲の情景こそ、「ハイル・ヒロタ」と大向ふから聲のかゝるにふさはしいものではあつたが、しかし、廣田その人の姿は決してヒトラ的に颯爽たるものでもなければ、また彼自身決してヒトラ的存在ではなかつた。それは實に反自由主義的攻勢の波に喘ぐ自由主義者の苦悶を示した姿であり、また同時にこれが廣田内閣の本質を象徴したものであつた。

かうした廣田内閣そのもの、内部的矛盾は、先づ組閣過程において遺憾なく露呈された。

當時、軍部は二・二六事件といふ一大不詳事の後を承けて、肅軍を斷行すると同時に、部内に渦巻く現状打開の捌け口を合法的に求めるため、庶政一新の斷行によつて、軍の再建をはからうとした。廣田内閣の特別議會において、陸相寺内は二・二六事件の説明に際して

「……彼等を驅つてこゝに至らしめたる國家の現状は、大いに是正刷新を要するものゝ多々存在することはこれを認めらるゝのでありますが、叛亂行動までに至れる彼等の指導精神の根柢にはわが國體と絶対に相容れざる、極めて矯激なる一部部外者の抱懐する國家革新的思想が横たはつてゐることを看逃す能はざるは、特に遺憾とするところでございます……」

と述べ、二・二六事件を惹き起した如き矯激なファツシヨ的思想を否定すると共に、現状打破、庶政一新の必要なることを強調してゐるのである。

しかるに廣田弘毅その人はもと／＼自由主義者なるが故に、その組閣ぶりは全く軍部の政治認識とは相反するものであつた。こゝにおいて軍部は、廣田の時局認識を反駁した、あの有名な寺内の自由主義排撃の聲明を發表した。

「この未曾有の時局打開の重責に任すべき新内閣は、内外にわたり眞に時弊の根本的刷新、國防充實等 積極的強力政策を遂行せんとする氣魄と、その實行力を有することが絶対に必要であつて、依然として自由主義的色彩を帯び、現状維持または消極政策により妥協、退嬰を事とするが如きものであつてはならない。積極政策により國政を一新することは全軍一致の要望であつて、

妥協、退嬰は時局を收拾する所以に非ずして、却つて事態を紛糾せしむるのみならず、將來大なる禍根を胎すものといふべきである。右の趣旨に合致しない内閣が果してこの内外にわたる非常時艱を克服し得るであらうか。」

この聲明は、同時に、軍部の自由主義否定、現状打開の意志を單的に表明したものととして歴史的なものである。その結果、廣田は更めて軍部の意向に基いて閣僚の銓衡をやり直し、さらに陸海軍大臣共同の入閣條件として提示された四大政策

一、國體明徴の徹底

一、國防の急速なる充實

一、自主積極外交の樹立

一、國民生活の安定

の實行を承認することによつて、やうやく組閣を完了することが出来たのであるが、かくも軍部が政治の表面に出て、組閣の顔ぶれにまで干渉したことは、これが始めてであつた。爾來、歴代内閣は常に軍部大臣の入閣條件として政策の注文を受けるやうになり、軍部の意志に反した内閣は存在

し得なくなつた。實に二・二六事件を契機として、軍部は歴倒的な政治的進出を遂げ、文字通り政治のヘゲモニーを握るに至つたのである。

第四節 軍部大臣官制改正の意義

廣田内閣以來、軍部の政治的壓力は、現實情勢の上からも増大されたが、さらに制度の方面においても、軍の統制確立を目標に行はれた、軍部大臣任用令改正の如きは、内閣に對する軍部の政治的立場を強化した結果となつた。

元來、陸海軍大臣の任用資格については、軍制制定當時は明確に規定されてゐなかつたが、明治三十三年五月、第二次山縣内閣において、はじめて

「大臣及總務長官（現在の次官）ハ現役將官トス」

と明定された。しかるにその後大正二年六月、第一次山本内閣によつて

「大臣及次官ニ任セラルルモノハ現役トス（付表備考）ヲ削除ス」

と改正され、陸海軍大臣を豫後備からもとり得るやうに改正された。それから二十四年の歳月を經

て、昭和十一年五月、廣田内閣において、再び大正二年の改正前にもどり、軍部大臣の現役制が復活されたのであるが、この軍部大臣官制變遷の跡をふりかへつてみただけでも、それは政黨、軍部の政治的消長を物語る、一編の政治史として興味深いものがある。

明治三十一年、わが國最初の政黨内閣たる隈板内閣の組閣に際し、當時、進歩黨、自由黨共に軍備擴張、増税に反対であつたため、陸軍の大御所山縣から睨まれて、陸海軍大臣の候補者を得ることが出来ず、已むなく大隈は伊藤の盡力により勅諭を賜はり、桂、西郷、軍部兩相の留任によつて辛うじて内閣が成立したことがあつた。これが軍部の壓力が内閣に作用した古い例である。その後を襲つて内閣を組織した山縣が、前記の軍部大臣の現役制を制定し、これこそ内閣に對する軍部の政治的立場を守る鐵壁となつたものであるが、當時はこの山縣の深謀遠慮に對し、餘り注意が拂はれなかつた。

しかるに明治四十五年、第二次西園寺内閣は、日露戦争後における國費膨脹の後を承けて、經費節減、行政整理を斷行せんとしたが、時の陸相上原は國防上の必要から、二箇師團増設を強硬に主張した結果、ついに政府と軍部は正面衝突をし、有名な上原の單獨辭表捧呈となつた。西園寺は山

縣に後任陸相の推薦を依頼したが、山縣はこれを拒絶し、こゝではじめて軍部大臣の現役制が物を言つて、内閣は瓦解の已むなきに立ち至つた。

ところが、當時は恰も政黨興隆期であつたから、この政變に刺戟されて軍閥打破の聲が起り、大正二年、第一次山本内閣の手によつて、軍部大臣任用資格を豫後備にまで擴大する官制改正が行はれた。山本内閣は、第三次桂内閣があつた歴史的な護憲運動で崩壊した後を承けて、政黨の支持を得て成立し、この官制改革は専ら内相原敬の献策にもとづくものであつた。

これに對し、軍部は強硬に反對したが、剛愎な首相山本のために一蹴され、最後に長谷川參謀總長は單獨上奏までしようとしたが、果さなかつた。そのため陸相木越安綱中將の辭職を見るなど、流石の山縣も輿論の趨勢には勝てず、ついにこれを承認せざるを得なかつた。しかし山縣はこれによつて將來、豫後備將官から陸海軍大臣が任命されるやうなことがあつてはならぬといふので、首相山本との間に、「官制の改正だけは認めるが、實際には豫後備軍人からは任命しない」といふ默契を結び、一方その對策として、陸軍將官の人事は陸軍大臣、參謀總長、教育總監の三長官合議の上で決定することとし、こゝにはじめて三長官會議なるものが生れた。従つて大正二年の官制改正以

後といへども、實際に豫後備將官が陸海軍大臣に任命された例はないが、しかし當時、陸軍の大御所山縣を向ふにまはして、よくこの軍部の鐵壁制度を打ち破つたのは、やうやく全盛期に入らんとする政黨の時代的背景を語るものとして、歴史的意義を有するものといへやう。

陸軍三長官會議は、山縣が陸軍の大御所として健在だつた間は、實際の後任陸相推薦は山縣によつて行はれ、少しも活用されなかつた。これがはじめて政治的に表面化したのは、大正十三年清浦内閣の時で、當時、清浦は上原元帥の推薦により、福田雅太郎大將を陸相にしようとしたところ、陸相の田中義一大將が、後任陸相は三長官會議で決定すべきだと横槍を入れ、河合參謀總長、大庭教育總監をはじめ、福田、山梨、尾野、町田の各軍事參議官と協議の結果、陸軍次官の宇垣一成が陸相に就任した。

かくて二・二六事件後の廣田内閣において、軍部大臣の現役制を復活すると共に、人事行政を陸軍大臣の下に統一、一元化することとなり、三長官會議は自然消滅となつたが、これは官制改正によつて軍部は再び内閣に對する政治的優位をかち得た結果、もとく防壁の意味で設けられた三長官會議を必要としなくなつたからであつた。

この官制改正の翌年、組閣の大命を拜した宇垣一成は、陸相を得ることが出来なかつたばかりに涙を吞んで大命を拜辭し、さらに米内内閣は、陸相畑の單獨辭表提出により、後任陸相を得ることが出来なくて瓦解した。いづれも軍部大臣官制が實際に物を言つた顯著な例であるが、しかし問題の核心は決して官制そのものにあるのではなくて、政治勢力の如何にあることを知らねばならぬ。官制の改正それ自身が、軍部の政治的優位によつてはじめて行はれ得たのである。

往年政黨政治の基礎を確立した原敬は、西園寺内閣における郡制廢止案をはじめとして、あるひは選舉法の改正、あるひはさきに述べた軍部大臣の任用資格擴大等、徹底的に軍閥官僚と闘争し、ついに原内閣においては、植民地長官の文武官併用をすら斷行した。それから二十年餘にして、軍部大臣任用制度は舊に復し、また原敬が山本内閣でつくつた各省勅任參事官の制度は、その後發達して今日の政務官制度となつたのだが、廣田内閣においては陸、海軍は一名づゝしかとらなかつた次の林内閣では政務官は愚か、閣僚すら政黨からはとらず、政黨は完全に行政府からボイコットされてしまつた。

かうした歴史的變遷は、全てその背景となつてゐる時代の推移を物語るものである。往年の軍閥

の大御所山縣は、むしろ現状維持の立場にあつたのに對し、原敬は、政黨興隆の波に棹さず現状打開派の立場にあつた。こゝに政黨勢力を背景にした原敬の勝利があつた。しかるに今日の軍部は往年の軍閥と違つて、現状打破の機運に乗り、政黨は逆に舊體制として新興勢力への防波堤以外の何物でもなくなつた。これが軍部の政治的壓力の根幹であり、政黨がついに解黨の運命を辿らねばならなくなつた根本的な理由である。

第五節 戰時體制の確立へ

二・二六事件後の軍部は、肅軍と庶政一新の二本建で進み、内閣に對し革新政策の斷行を要望した。これらの政策は、財政政策を除いては、肝心の廣田内閣そのものが、組閣過程に示された如く自由主義的なものを多分に包蔵してゐたため、結局、懸聲ばかりに終つたが、しかし、この時期に表はれた所謂革新政策は、軍部の政治、經濟意見を具現したものととして重要な意味を有し、その傾向は今日に至るまで歴代内閣によつて繼承されてゐるのである。

これらの革新政策の中心思想をなすものは、一口にいへば、準戰時體制の確立であつた。實に軍部は、その二年前にあれほど政黨の痛烈な批判にさらされた「國防の本義と其強化の提唱」に盛り込まれた、政治、經濟的意見を、堂々と實行に移し得ることとなつたのである。そのうちで、廣田内閣で實現された唯一の革新政策として、同時に劃期的なものとして注目すべきは、藏相馬場によつて斷行された財政經濟政策であつた。

既に國家總動員による準戰時體制を確立する以上、財政經濟政策を、從來の自由主義的なものから脱却せしめて、統制強化の方向へ向けねばならぬのは、極めて當然であつた。廣田内閣の藏相馬場鐵一は、勸銀總裁時代から戰時財政經濟政策確立の必要なことを力説してゐたが、藏相に就任するや、たゞちに高橋財政の修正を聲明して財政經濟政策の改革に着手し、その結果、公債漸減主義の放擲をはじめとして、低金利政策の實施、劃期的税制改革案等となり、昭和十二年度豫算は三十億四千萬圓といふ、當時においては尨大な數字を示した。

さらに馬場は計畫經濟の具體化をはかり、金融、産業、貿易、爲替の各部門にわたる、國家權力の發動による統制強化から、進んで商品の分配統制、消費割當制の實施まで行かなければならぬとした。この馬場財政に示された方向は、その後支那事變になつてから實現されたところを見ても、

よく時代に適應したものであつたことがわかるが、しかし當時は何分自由主義經濟の守本尊みみたいな高橋是清の後ではあり、それに財界の時局認識がまだ不足であつたため、馬場財政は政治的、經濟的に反撥を呼び、尨大豫算に伴ふ憂慮すべき物價騰貴を招來した結果、これでは軍部の企圖する廣義國防は愚か、軍事豫算の執行すら満足にはいかぬのではないかといふ心配を生じた。一方、國際情勢の切迫もあり、廣田内閣は内外の重壓に耐へかねて挂冠し、次の林内閣の藏相結城豊太郎は、馬場財政の行過ぎを訂正するため、尨大豫算を削減し、増稅案を修正し、國家權力による統制強化といふことを極力避けて、なるべく財界を刺戟せぬやうにとつとめた。が、その結城といへども統制經濟必至を認めてゐたことは、彼が昭和十二年四月二十日、全國手形交換所大會における演説で「小乘的なる統制と自由は排撃し、大乘的な統制と自由を欲する」と述べたことによつても明らかである。

廣田内閣で最も政治問題化した革新政策に、電力國家統制案がある。これは戰時に對應するため電氣事業の國家管理を目的としたもので、軍部の戰時體系化イデオロギーによつてバックされた代表的な政策であつたが、結局當時は物にならず、支那事變後第一次近衛内閣になつてはじめて實現された。

さらに軍部は革新政策斷行の基本的要件として、行政機構、議院制度、選舉制度の改革を要求した。これらはその後、部分的には實現されたものもあるが、根本的にはなほ未解決に屬し、第二次近衛内閣においても當然取り上げらるべき問題であり、また、新政治體制とも密接な關係を有してゐるから、少し説明してみよう。

軍部の行政機構改革に對する視ひ所は、あらゆる國策を戰時體制確立の目的の下に、統合一元化することにあつた。そのイデオロギーを最もよく示すものとしては、昭和十一年十一月九日、陸海軍共同で發表された軍部案なるものがある。そのうちの内閣制度に關するものを採録すると

一、重要國務に關する調査、統轄、豫算の統制、按配等に關する事項を掌る機關を創設し、内閣總理大臣の管理に屬す。情報委員會を改組強化し、本機關に統合す。本機關の長官をして閣員に列せしむることを得。

二、人事行政の統制刷新に關する事項を掌る機關を創設し、内閣總理大臣の管理に屬す。

三、外務、拓務兩省を統合し、對外政策を統制強化す。内閣に朝鮮及び臺灣總督府、南洋廳に關

する事務を管理する機關を設置す。

四、農林、商工兩省を統合し、且つ貿易、燃料、電氣等に關する機關を擴大、もしくは新設し、産業行政を合理化す。

五、文部省に内務省の神社局管掌事項を統合し、特に國民精神の作興、體育の向上をはかる。

六、内務省を改組し、神社局及び道路、港灣に關する土木行政の一部をそれ〴〵（五）及び（七）に移管し、内務行政機構を刷新し、衛生に關する機關を統合強化す。

七、航空、鐵道、遞信行政を統合し、特に民間航空事業の劃期的飛躍を促進し、船舶港灣行政を統合強化す。

八、各省は時運に即應するため、その内容を整備改善すると共に、各省間に重複、競合せる行政機構、所管事務及び研究機關を統整合理す。

要するに軍部案なるものは

一、國策統合機關の設置

一、内閣人事行政機關の設置

一、各省の廢合

の三點を骨子としたもので、國策の綜合統制を期するために、現行内閣制度の不備を根本的に改善せんとするものであつた。これらのうち、例へば第一點に含まれてゐる内閣情報部の改組強化の如きは、既に第二次近衛内閣によつて着手されてゐる。また第三點に含まれてゐる貿易省新設は、阿部内閣が軍部の要求に基いて手を着けたばかりに、あの有名な外務省騒動を惹き起したことは、未だ世人の記憶に新たなものがあらう。

第六節 政治の中心主體の變遷

ところで、この行政機構改革問題の核心は、結局、國策遂行の實體をどこにおくかといふことにある。軍部案によれば、從來の各省セクショナリズムを打破し、總理大臣に行政獨裁權を與へようとする傾向を示してゐるが、しかし、問題は政治は制度によつて行はれるものでなく、現實の政治的勢力による人的要素によつて行はれるといふことである。いくら制度ばかり改めても、現實的な政治力がこれに伴はなければ、なんにもならない。第二次近衛内閣において、統帥と政治の關係が

問題になつてゐるのも、かうしたところにポイントがある。結局、いかに制度を改正したところで時代の力、あるひはそれを創り出す人間の力には勝てぬことを知らねばならぬ。この事は、過去における政治の中心主體が、それ／＼の時代の政治情勢に應じて、著しい變遷の跡を示してゐることによつても、容易にうなづけるであらう。

明治の藩閥政府時代には、薩長といふ人的要素が政治の中心主體で、伊藤、山縣といふやうな個人的な睨みによつて、實際政治が運用された。しかるにその後政黨が興隆するに従つて、國策遂行の基礎は、個人的なものから組織的なものへと移行した。大正五年の寺内内閣では、外交國策樹立のためには、政黨の協力に俟つよりほかはないとして、臨時外交調査委員會を設置し、政黨首領を招聘して協力を求めたが、これは當時やうやく全盛期に入らんとしてゐた政黨の勢力を無視しては外交政策に限らず、一切の政治を行ひ得なかつたからである。元來、寺内内閣は、藩閥の遺兒といはれ、最初は政黨を完全にポイコットし、官僚のみで組閣したのだが、當時の情勢は、どうしても政黨の援助なくしては、内閣が存立し得ない状態にあつた。従つてこの外交調査會は、單なる寺内内閣の政黨操縱の手段としてしか、一般には言はれてゐないが、しかしそれ以外に政治の中心主體

が、官僚と政黨組織の合體におかれたといふ點に、歴史的な意義が見出されるのである。

その後、政黨内閣時代においては、政黨といふ國民的な背景を持つ政治組織が、政治の中心勢力をなしてゐたから、政黨の力だけで、内閣制度は完全に運用の妙を發揮し得た。

しかるに、滿洲事變以來政黨が没落し、軍部が政治の中心勢力となるにつれて、政治の中心主體にも大きな變化を生じて來た。齋藤内閣は、二大政黨を基礎にした舉國一致内閣ではあつたが、政黨はもはや政治の樞機に參與してゐなかつた。齋藤内閣における政治の中心主體は、形式的には重臣、軍部、官僚、政黨といふ諸勢力の合體の上にあつたが、實際においては齋藤、高橋、山本の三長老によつて代表されてゐたといつてよい。齋藤内閣における重要問題は、全てこの三長老合義によつて決せられたのである。

しかも齋藤内閣における、高橋、山本の二長老は、決して政友會の高橋是清、民政黨の山本達雄としてではなく、その個人的な見識なり手腕なりを買はれたのである。あるひはむしろ、この二人が政黨人でありながら、超然たる立場にあつたといふことが、對軍部關係等において、より有利な條件となつたからである。寺内内閣の外交調査會の例では、政黨首領を招聘することにより、實

は政黨の組織全體に對して協力を求めたのであるが、齋藤内閣ではむしろ個人的な要素が買はれたのであつた。

政黨組織の崩壊に伴つて、國策遂行の主體が、組織的なものから個人的要素へ移行した過渡期の現象である。

次の岡田内閣においては、國策樹立のため、政黨のみならず、財界、官界の各方面から權威を網羅する目的で、内閣審議會がつくられた。もちろん、これには野黨政友會に對する政治工作や、内閣補強工作の政治的な意味も多分にあつたが、しかしそれよりは、國策遂行の力を、政治經濟勢力の各分野の綜合體に借りようとしたところに、時代的な意義が見出される。

特に三大財閥を代表して、三井の池田成彬、三菱の各務鎌吉、住友の小倉正恒が参加したことは從來常に政治の裏面にかくれてゐた財閥が、はじめて表舞臺に姿を現はしたものととして注目される。内閣審議會は政黨、官僚、財界の各勢力の抱合により國策の調和をはからうとしたものであつた。

さらに内閣審議會の持つ政治的重要性は、その下に内閣調査局といふ、國策に關する科學的な組織體を伴つたことである。この内閣調査局は、軍部の意圖する國策の統合一元化を目的としたもの

で、その意味では獨裁的な傾向を多分に暗示してゐた。つまり内閣審議會は、調査局の立案になる政策を、形式だけの審議で國策として認めるといふだけで、いはゞ調査局の立案に客觀性を與へるだけの役割しか持つてゐなかつた。形式は一種の代議制で、實質は獨裁政治の効果を現つたものといへる。それ故、實際に、より獨裁を必要とする國防と外交については、軍部の要求によつて審議會では一切觸れぬこととしたのである。

廣田内閣以後は、時局の展開によつて、實際には軍部が政治の中心主體となり、もはや調査局の立案を、内閣審議會で形式的協賛の手續きを踏む必要がなくなり、またその政治性もなくなつたので、審議會は廢止され、一方調査局は次第に發達して、今日の企畫院となつた。その意味で、この内閣審議會は、客觀的には國策一元化への過程的役割を果たしたものといへるであらう。

支那事變後の第一次近衛内閣において設置された内閣參議制は、やはり内閣の政治力を、諸勢力の均衡の上に求めようとしたものではあるが、しかしそれはもはや時局に對する客觀性を缺き、大した政治性を持たなくなつてしまつた。

かくて、ますます政治の中心主體として、國民的な背景を持つ新政治體制が、強く要望されるに

至つたのである。従つて行政機構も新體制に即應した根本的改革が加へられなければならぬのはいふまでもない。

かくの如く軍部は廣田内閣において、革新政策を斷行せんとしたが、結局、内閣の脆弱性と國內情勢によつて、期待したほどのスピードで進むことが出来ず、それ以上はもはや軍部自らが政治の衝に當らざるを得ない情勢となつた。しかしそれは軍部の立場として到底許されぬところであり、且また軍部が直接國民批判の對象となるので、軍部はその聲明せる如き

「革新勢力の推進力となつても主體となることはない」

との建前を持し、次の林内閣においては、軍部が廣義國防から狹義國防へ移つたことにより、所謂庶政一新の後退を來した。しかしながら、これは後にも觸れるが、軍部が狹義國防へ轉換せざるを得なかつた理由は、國內情勢以外に、廣田内閣末期における日支交渉の失敗、日ソ國交關係の悪化等により、國際情勢が全面的に悪化し、支那事變前夜の急迫せる状態にあつたからである。

かうした内外の情勢を反映し、強力な政治組織を希求する新黨運動が、昭和十一年末から展開されたのである。

第五章 新黨運動の時代的意義

第一節 協力内閣運動から政民聯携まで

正確な意味で、新政治體制の前驅をなした新黨運動、つまり既成政黨の解體を前提としての政黨更生運動は、昭和十一年秋の荻窪會談にはじまるが、それ以前においても、没落過程にある政黨を救済しようとする動きは、いろいろとあつた。もちろん、それらは前章にもちよつと述べた如く、政黨を現状のまゝで没落から喰ひ止めようとする、既成政黨的な意味のものではあつたが、新黨運動から解黨へまでの歴史的過程として、一應の意義は認められるのである。

所謂協力内閣運動は、昭和六年の幕、第二次若槻内閣の下に起つた。

當時、滿洲事變の勃發に伴つて内外の情勢は傾みに逼迫し、若槻内閣によつては到底この重大時局を突破することは困難であるとし、政、民を基礎とした聯立内閣をつくるべしとの論が擡頭して

來た。民政黨では内相の安達謙藏、富田幸次郎、政友會では久原房之助が、その急先鋒であつた。

最初、首相若槻は安達の進言によつて、これに賛成したが、その後安達が大演習のため九州へ赴いてゐる留守中、藏相井上準之助や、鐵相江木翼に迫られて翻意し、民政黨單獨内閣で押し通す決意をした。歸京した安達は、若槻の眞意を知ると、十一月二十一日

「政黨の協力を基礎とする國民内閣を必要とする場合には、いつでもこれに應ずる」旨の爆彈的聲明を發表し、續いて十二月九日には、富田と久原の間に

一、國家重大の時局に鑑み、兩黨提議して協力内閣の成立に盡力すること

一、兩黨いづれの人物に大命降下するも、閣僚、政務官等の配置は、兩黨無差別の精神をもつてこれに臨むこと

一、兩黨は虚心赤誠を披瀝して政策を確立し、國策の遂行を期することといふ取り極めを行つた。有名な久原、富田の覺書である。

しかし、閣内においては、安達を除く全閣僚が協力内閣に反對したため、ついに若槻内閣は閣内不統一によつて總辭職を執行するに至つた。

この協力内閣運動は、當時既に若槻内閣が内政、外交の行詰りから、總辭職不可避の情勢にあつたのと、その後の政權の歸趨について豫斷を許さぬ有様であつたことから、先を見越して政黨政權を維持しようとした、所謂先物買の意味も多分に含まれてはゐたが、しかし、ともかく當時の常識であつた憲政常道論を打破して、政黨の協力によつて、その活路を求めんとしたことは、たしかに一つの進歩ではあつた。けれども、これを歴史的に見れば、やはり既成政黨の中における一種の自己矛盾であつて、結果としてはむしろ政黨の組織を内部からは役割を演じたこととなる。政黨崩壊期における末期的現象であつた。

また、若槻内閣の後を承けて大命を拜した犬養が、協力内閣説を斥けて政友會單獨内閣を組織したところを見ても、一部の者を除いては、まだ政黨の大勢がそこまで自己の運命を客觀視してゐなかつたことがわかるのである。

その後、五・一五事件で犬養内閣が倒れるや、政友會の森恪は政黨單獨内閣の實現困難を悟り、當時國本社をひきゐて右翼一方の旗頭であつた平沼騏一郎を擁して、軍部、政黨の抱合政權を策したが、ついに成らず、大命は齋藤實に降下した。當時の平沼は、元老重臣方面からある意味で警戒

されてゐたから、森の考へたやうな平沼内閣は、實際情勢の上からも實現の可能性は乏しかつたがしかし協力内閣運動が、政黨分野の聯携によるものであつたのに比べて、軍部、政黨の抱合政權を考へたところは、政黨救済策としては、また一進展だつたといへる。

齋藤内閣においては、前章に述べたやうに、政友會の總裁鈴木一派は、政權の落下を夢見ている／＼策動したが、次第に形勢の非なるを見て、次期政權への備へとして、政民聯携運動がはじめられた。先づ昭和八年の夏、商相中島久萬吉が斡旋役となつて、政、民兩黨の幹部が會合し、政策の協定について懇談した。この筋書を書いたのは、當時の文相、政友會の鳩山一郎だつたが、ついに實を結ばなかつた。

一方、協力内閣運動の流れを汲む政友會の久原、山本条太郎、民政黨の富田、川崎卓吉等の間にも、政民聯携運動が行はれてゐたが、齋藤内閣互解後、またも政權に素通りされた政友會總裁の鈴木は、政黨政治復活のためには、どうしても政黨の提携協力の必要なことを悟り、政、民聯携についての處置を久原と山本に依囑した。こゝにおいて政友會は民政黨に對して、聯携に關する正式申入れをなし、民政黨もこれを容れて富田、頼母木、櫻内が政友會との交渉役に選ばれた。しかるに

岡田内閣においては、政友會は野黨であるのに對し、民政黨は町田忠治、松田源治を入閣させ、與黨の立場である關係から、民政黨は立憲政治擁護のための提携には賛成するが、もしそれが岡田内閣倒閣の目的に動く場合には反對せざるを得ないとしてゐた。かうした兩黨の立場の相違と、根強い政黨對立觀念とから、實際問題として聯携は却々困難の状態にあつたところへ、昭和九年の臨時議會における、例の政友會東武の爆彈動議となつて、政民聯携は事實上決裂となつた。

その後、岡田内閣において内閣審議會が設置せられるや、民政黨は與黨としてこれに参加し、政友會は不参加の態度をとつたため、政民聯携は名實共に廢棄されることになり、民政黨幹事長川崎卓吉は、政友會幹事長松野鶴平と會見して、聯携破棄の正式通告をなしたのである。

以上、協力内閣運動から政民聯携運動に至るまでの動きが、政黨の現状を維持しながら、政黨政治の復活をはからうとするものであることは前にも述べた通りであるが、かうした意味での政黨更生運動は、ほどこの程度が限界であつた。

昭和十一年秋以後における新黨運動は、以上に述べたものとは客觀的にその意義を異にしてゐるのである。

第二節 新黨運動の展開

既成政黨の協力、もしくは合同の形式による政黨更生運動は、岡田内閣における政民聯携を最後として杜絶し、廣田内閣の末期から、内外情勢の切迫を反映して、既成政黨のイデオロギー更新による新黨運動が展開されるに至つた顛末については、さきに述べた通りである。政黨更生運動は政民聯携までを第一段階とし、新黨運動以後、第二段階に入つたといふことが出来る。

その具體的な動きは、昭和十一年の秋から翌年の正月へかけて、荻窪の有馬伯邸でしばしば催された、所謂荻窪會談となつて現はれた。その主なメンバーは、既成政黨側から政友會の前田米藏、中島知久平、民政黨の永井柳太郎、昭和會の山崎達之輔、軍部關係では陸軍の林銑十郎、海軍の安保清種、官僚畑からは小原直、後藤文夫、財界からは結城豊太郎等で、産婆役は有馬賴寧であつた。この新黨運動は、その顔ぶれを見てもわかる通り、政黨、軍部、官僚、金融資本の抱合ひを目標としたもので、近衛を黨首とする強力なる新黨を結成しようといふのであつた。當時、軍部も廣田内閣における庶政一新の行詰りから、強力な政治組織の必要なことを痛感してゐた折柄なので、こ

の運動には並々ならぬ好意を寄せてゐた。

これを既成政黨側から見れば、その顔ぶれを見てもわかる通り、多分に迎合的な、あるひは政黨の失業救済的なものも含まれてはゐたが、しかし從來の如く政友會、民政黨といふ看板に捉はれず、むしろその解黨を前提としたところに、政黨更生運動として新しい意義を持つたといへる。結局、この運動そのものは、既成政黨陣營の主流が餘り動かなかつたのと、黨首にかつがれた近衛が、既成陣營のロボットになるのを警戒して、積極的に動かなかつたのと、さらに林内閣における経緯とによつて、實を結ばなかつたが、その流れは今日の新政治體制に至るまで續いたのである。

廣田内閣は内政、外交の行詰りによつて、直接には昭和十二年一月休會明け第七十議會における政友會濱田國松の有名な腹切り演説をきっかけとした、政黨、軍部の正面衝突によつて瓦解し、大命は宇垣一成に下つたが、陸軍の入閣拒否に遭つて流産となり、林銑十郎内閣が出現した。

廣田内閣瓦解の原因が實際には内政、外交の行詰りにあつたにもせよ、形の上では政黨、軍部の正面衝突によつたものであるから、林内閣の任務はこの兩者の調和にあつたし、また林自身、荻窪會談のメンバーとして、既成政黨を含む新黨結成には、打つてつけの立場にあつた。しかるに林は

組閣に當り、軍部の既成政黨排撃の意向を反映して、永井柳太郎、中島知久平に對し、入閣條件として黨籍離脱を求めた。永井も中島もこれを拒絶し、獨り山崎達之輔が昭和會を脱して入閣したのみで、既成政黨との關係は逆に對立状態に陥つてしまつた。その結果、林内閣は藏相結城の言葉を借りれば、「金融資本と軍部の抱合」となり、新黨運動は一頓挫を來したばかりか、第七十議會の解散を斷行したため、却つて既成政黨陣營の結束を招來する結果となつた。

林内閣の議會解散は、當時、喰ひ逃げ解散、あるひはファツシヨ的解散といはれ、その唐突性を非難されたが、結局するところ、政治の貧困を暴露したもので、その罪は政府、政黨、いづれの側にもあつたといへる。

解散の直接動機をなしたのは、會期も切迫した頃になつて、政、民兩黨から提出された選舉法改正案をめぐる政府、政黨の對立であつた。これは選舉法の取締り緩和を目的とした政黨のお手盛案で、さらにその裏面には、同案の成立によつて、あはよくば當時選舉法違反にひつかかつて、公判繼續中の者の罪を輕減しようとの魂膽がひそめられてゐた。それで、政黨側は重要法案の握りつぶしを仄めかして、同案に對する政府の同意を強制し、會期もいよく切迫した三月二十八日以後は、

審議は、全く停頓状態に陥つた。政府としてはもと／＼同案に反對であつたが、當時貴族院で審議中の次年度豫算案をはじめ、多くの重要法案が不成立になることを怖れて、政黨側と妥協苟合し、かくて豫算案も無事成立して最終日となり、議會も無事終了かと思はれた時、突如として解散が斷行されたのであつた。

解散理由は、政黨が「朝野協力、時局認識」に缺くるところがあるから、「議員の素質改善」を目標に總選舉を行ふといふのであつたが、林が解散を斷行した裏には、前述の選舉法改正案に對する内務官僚の強硬意見と、軍部系右翼方面の牽制が働いてゐたことは事實である。

政黨側ではこの解散に對し、元來林内閣は組閣に際し政黨側に協力を求めず、自ら「朝野協力」を拒否しておきながら、しかもかくの如き喰ひ逃げ解散を行ふのはもつての外であるとし、政、民合同して倒閣運動に邁進した。しかしながら、この時の政黨の動きを、往年の護憲運動と一緒にすることは出来ない。といふのは、政黨側では倒閣運動の目標に、林内閣のファツシヨ性を擧げてゐたが、もしさうなら議會劈頭に不信任案を上程すべきであつた。しかるに議會においては、豫算案をはじめ重要法案に協賛を與へてゐるのである。結局、この場合の倒閣運動は、憲政擁護といふや

うなイデオロギー的なものではなく、全く賣られた喧嘩を買つたままであり、政黨はいはゞ窮鼠の立場だつたに過ぎない。それは、解黨前夜における、既成政黨最後のはなむけであつた。

その後、昭和十四年の暮、阿部内閣に對し、政黨が全面的に動いて退陣を要望したことがあるがしかし、この場合はむしろ軍部の意向を反映しての動きであつたことは、軍部と最も接觸してゐた時局同志會が、急先鋒だつたことによつても明らかであり、また事實、阿部が退陣を決意したのは陸相畑の重大進言の結果であつた。

林内閣の解散は、政府側が與黨といふものを全然持つてゐなかつたし、また總選舉によつて與黨を作り得る見透しもなかつたところに、最近の議會解散に見られない特異性があるが、その意味では政府、政黨の衝突といふよりは、行政府對立法院の衝突といつた方が適切である。つまり没落期に入つてからの政黨は、政治勢力としての政黨の機能を失ひ、わづかに議會といふ立法院を最後の牙城と頼んで來たが、林内閣の解散は、まさに既成政黨的な意味での立法院そのものの存在をすら、脅かす底のものだつたといへるのである。

しかしながら、かうした傾向は林内閣の性格の故に突如として起つたものではなく、既に廣田内閣において、具體的な動きとなつて現はれてゐた。軍部の要求にかゝはる議會制度改革問題がそれである。

第三節 議會をめぐる政黨と軍部

齋藤内閣以來、政黨に對して攻勢に出た官僚は、政黨の勢力を滅殺するために、行政府、立法院の峻別論から、進んで議會の權限縮小をさへ考へてゐた。これに對し政黨も、議會といふ天主閣の防備を固める必要を感じ、齋藤、岡田の兩内閣において、議會の權限擴充を目的とした、常置委員制度を骨子とする議院法改正案を三度も提出したが、いづれも握りつぶされてしまつたので、廣田内閣の第六十九議會においては、衆議院は議院制度改革を決議し、院議として政府にその實現方を要求した。今度は政府自らの手でやらせようといふわけである。政府も仕方なしに議會制度調査會を設けたものゝ、もと／＼既成政黨防衛の意味での、議會の權限擴充などいふことは、思ひも及ばない時代であつたから、政府の態度もお義理一遍、審議も一向に抄らなかつた。

しかるに、廣田内閣において、庶政一新に乗り出した軍部は、行政機構改革と同時に、議會制度

の改革についても要求した。軍部の改革意見については、當時、陸海軍當局の正式発表によれば
國運の進展並に議會の現状に鑑み議院法及び選舉法を改正し議會を刷新す

とあるだけで、具體的には少しも示されなかつたが、しかし少くともそれが議會の權限擴充とは逆
の方向であることだけはたしかであつた。當時、新聞紙上に傳へられた軍部案によれば、戰時體制
確立を目標に、その障害たるべき政黨勢力を滅殺すべく、議會の權能を縮小し、純然たる諮問機關
程度のものにしようといふにあつた。かくて廣田内閣は、右手に政黨側の要望に基く議會の權限擴
充を目的とした議院制度調査會を持ちながら、左手には軍部の要求による議會の權限縮小を目標と
した議會制度改革の調査に着手しなければならなかつた。自由主義と反自由主義の相剋に苦悶した
廣田内閣の性格を、そのまゝに現はしたものとといへる。

こゝにおいて政黨も、外濠を抜かれ、内濠を埋められた揚句、最後の天主閣まで火をかけられよ
うとするに至つたのであるから、流石に大騒ぎとなつた。廣田内閣總辭職の直接原因となつた第七
十議會の軍部と政黨の正面衝突は、既にこの時に端を發してゐたのである。しかし、この時は陸
相寺内の閣議における言明で、一應事態は收拾された。その寺内言明といふのは、當時、陸相談の

形式で發表されたところによれば

「この際、軍部の議會制度の改革に對する眞意を明白にしておきたい。即ち、軍部の考へは國體
の觀念を明徴にし、わが國固有の憲政の確立を要望するもので、決して議會の權限を縮小するが
如きことは毛頭考へてゐない。たゞ民意が正しく暢達されるやう、議會制度の明確適切なる改革
を要望するものである。

なほ軍の政治に關する意見は、陸軍大臣を通してのみ發言されるといふ建前には、いさゝかの變
化もない。」

この終りの一項は、當時新聞紙上に軍部案として相當急進的な改革案が傳へられたのに對するもの
であつた。しかるに陸軍省では寺内言明の内容を補足して、左の如く公式發表した。

六日の閣議後陸相の發表した見解は次の如し。
國運の進展並びに既往の業績に鑑み、議會刷新に關して、自分の要望するところは次の通りであ
ります。

一、わが國體の本義に基き、あくまで帝國憲法の眞髓を發揮する如く、わが獨特の立憲政治發達

に邁進すること

二、帝國憲法所定の議會の權限に恪遵し、その運用を適正ならしむること

三、正しく民意を暢達し、公正なる輿論と國民の智能を十分國政に反映せしむること

この寺内言明が多分に政治的なものであつたのはいふまでもないが、もと／＼政黨側も軍部との衝突は極力回避しようとしてゐたので、これで満足して引き下つたのであつた。

かうした経緯からすれば、林内閣の膺懲解散もそれほど怪しむには足りぬわけで、齋藤内閣以來の行政府對立法府の關係、議會解散の變遷の跡を辿ると、この膺懲解散にも歴史的必然性を見出し得るのである。

齋藤内閣は、政、民兩黨を與黨としてゐたが故に解散なくしてすんだが、しかし既に官僚陣營で行政府、立法府の峻別論が唱へられたことによつてもわかる通り、行政府と立法府の對立傾向は充分萌してゐた。次の岡田内閣では、官僚陣營の強化と共に、行政ファシズム的傾向が強くなり、議會主義との對立状態を來して、第六十八議會の解散となつた。しかし、岡田内閣は民政黨、昭和會

を與黨とし、政友會を野黨としてゐたのであるから、その意味では既成觀念的な解散であつた。たゞ、この時期は議會主義と行政ファシズム的なのが、政黨陣營と官僚陣營とを通じて、明確な對立状態への過渡期にあつたといへる。

廣田内閣になると、政、民兩黨は二名づつ閣僚を送り、紛れもない與黨ではあつたが、議會制度改革問題に見る如く、行政府對立法府の關係は、行政府の壓制的攻勢による對立状態になり、議會主義か行政ファシズムかといふところまで行つた。しかも、政友會が岡田内閣の場合には、内務、大藏の椅子を官僚が獨占したといふ理由で、協力を拒んでおきながら、廣田内閣では伴食に甘んじて閣僚を送つたのを見ても、わづかの間に政黨陣營が急速な後退を遂げたことがわかる。かくて第七十議會劈頭において、政府對政黨といふよりは、むしろ行政府對立法府といつた方がより適切な正面衝突をなした。しかし廣田内閣は、形式的にもせよ、政、民兩黨を與黨としてゐたため、解散を行ひ得ずに瓦解したのであつた。

しかるに、林内閣においては、政黨は協力を求められぬどころか、まるで一顧だに與へられず、それこそ行政府と立法府の峻別だつたが、それにもかゝはらず、政黨は野黨的立場は愚か、單なる

立法府的存在に甘んじなければならなかつた。その上、時局認識を異にするといふ理由で解散が斷行されたのである。行政ファシズムへの一段の進展を物語るものである。

これ以後の政黨は全く立法府的存在となり、政黨から入閣しても、それは政黨代表といふよりはむしろ個人的な資格が主となつた。

さらに林内閣の解散について見落してならないのは、從來の肅正選舉による政黨の更生、もしくは議員の素質改善といふことが、ほどその限界に達したことである。即ち、いくら肅正選舉をやつても、既成政黨の地盤のあるうちは、出て来る實體に變りがないといふこと、また客觀的情勢の切迫によつて、肅正選舉による政黨改善といふやうなことでは、到底間に合はないといふことであつた。かうした方面からも、新政治體制への當然の希求があつたので、その意味では新政治體制と密接な關係を持つ選舉の問題は、最も重視すべきものがあらう。

第四節 支那事變前夜の内外情勢

廣田内閣における庶政一新が、林内閣において一時後退したのは内外情勢の切迫に基くものであ

ることは、前章で述べた通りだが、特に對支關係は支那事變前夜の一觸即發の緊迫せる状態にあつた。

滿洲事變以來、日支關係は、對立状態におかれてゐたが、齋藤、岡田兩内閣に外相だつた廣田は支那との根本的國交調整に乗り出し、昭和十年の秋から南京政府との間に、いはゆる廣田三原則を基礎として、正式交渉を開始した。廣田三原則とは

一、排日抗日の中止による日支國交の根本的調整

一、日滿支三國關係の調整

一、東亞における赤化共同防衛

を中心としたもので、爾來、この方針が一貫してわが國對支政策の根幹をなしてゐることは、昭和十三年十二月二十二日の近衛聲明で明らかにされた新支那との國交調整方針が、廣田三原則を基調としてゐることによつても明白である。つまり廣田三原則の實現をはかるためには、干戈を交へなければならなかつたほど、日支は對立した状態におかれてゐたともいへる。

廣田によつて開始された日支交渉は、その後廣田内閣においても繼續されたが、一向はかゝりし

くなく、却つて成都事件、北海事件等の抗日テロ事件が頻發、川越大使が南京に乗り込んで交渉中にも、汕頭事件、豐臺事件等が相次で起り、十一月綏東事件が勃發するに及んで交渉は全く停頓し收拾すべからざる状態に陥つた。

これより先、抗日救國をスローガンとして支那統一をはかりつゝあつた蔣介石は、昭和十一年夏の西南派工作によつて、ほゞ中國の統一に成功したが、同年十二月十三日、西安事件が勃發、こゝに國共の合作が成り、日支關係は頓に切迫した。

一方、ソ聯は東亞に對する赤色帝國主義的侵略をほしいまゝにするため、専ら支那の抗日戰線結成を助長せしめる策をとつてゐた。日支を戰はしめることにより、漁夫の利を占めんとする彼一流の陰險なやり方であつた。西安事件の裏にも、モスクワの手が動いてゐたといはれる。さらに昭和十一年十一月に成立した日獨防共協定に對する反撥により、日ソ關係は急速に惡化し、支那事變直前の昭和十二年三月から六月へかけて、滿ソ國境において、ソ聯の不法行爲が執拗にくり返され、ついに乾盆子事件となつた。これらのソ聯の動きが、日支衝突誘發への意識的なものであつたことは、おほふべくもなう。

序でに事變後の日ソ關係を一瞥すれば、事變直後の昭和十二年八月二十一日、わが國を牽制するためソ支不可侵條約が締結され、さらにソ聯は赤色ルートを通じて抗日政權に武器援助をなし、昭和十三年五月、六月のノモンハン事件となつた。ノモンハン事件は、皇軍が寡兵よく敵の優勢な機械化部隊を惱ました未曾有の激戰として記憶せらるべきものであるが、これらの支那事變中におけるソ聯の不法挑戰が、全てわが國を武力的に牽制せんとした魂膽に基くものであるのは、いふまでもなう。

廣田内閣末期における、かうした國際情勢の切迫と、前章に述べた如き大豫算に對する經濟的反撥——物價騰貴とによつて、軍部はその本來の使命を完うするためには、また廣義國防そのものためにも、廣義國防から狹義國防へ轉換せざるを得なかつたのである。従つて廣田内閣はその存在意義を失つたが故に互解し、その後を承けた林内閣は、専ら狹義國防遂行を使命として登場したのである。このことは、首相林が第七十議會の貴族院豫算總會において

「……今日の情勢から一刻も早くある程度の武備を整へねばならぬ。即ち、狹義國防の方に相當力をつくす必要がある。それがために廣義國防の方面が手薄になつてゐる。即ち、そこらが緩急

大小、輕重といふものを考へられる關係上、かういふことになつてゐるのであります（以下略速記）

と述べてゐることによつても明白である。

かうした情勢下において、強力なる政治組織の必要が痛感されて、「荻窪會談」にはじまる新黨運動が展開され、またその實現は一刻も早かるべきであつたが、前述のやうな経緯で、いまだ政治的態勢のとゞのはぬうちに、支那事變を迎へざるを得なかつた。

支那事變以後は、強力な政治体制の確立が要望され、それに黨首と目される近衛の内閣の下ではあり、新黨運動は再び表面化して來た。その中には、二通りも三通りもの筋があつて、さまざまなきが展開されたが、昭和十三年の秋、武漢三鎮の陥落を契機として、事變が長期建設の段階に入り、強力政治体制の必要はますます痛感されるに至つた。こゝにおいて近衛もやうやく積極的となり、木戸、鹽野、有馬、末次の四相に依囑して、新黨問題を研究させたが、しかし當時はまだ既成政黨が、解黨して大同團結することに難色を見せたため、結局中途挫折し、更めて政治、經濟、文

化のあらゆる方面を包含した、國民的な新體制が考へられるに至つた。いはゆる國民再組織である近衛からその立案を委囑された末次、鹽野、荒木、有馬、木戸、永井、中島の八相は、しばしば會議を開いて具體案を練つたが、出來上つたものは、國民精神總動員聯盟の擴大強化程度のものであつた。そのうちに近衛内閣は外交の行詰りで瓦解し、國民再組織も具體案を得ただけで流産してしまつた。

その後、平沼、阿部、米内の内閣においても、新黨運動はいろ／＼な形で行はれたが、これに對して政府が積極的に働きかけるといふことはなかつた。さうして平沼は「總親和」をいひ、米内は「心の和」をいつたが、しかし現状の日本はかうした精神的なスローガンだけでなく、もつと具體的な、強力政治を行ひ得るやうな實體を必要としてゐるのである。それは今や支那事變が新中央政府の成立によつて、新たな建設の第一歩をふみ出し、日本の世界政策の一環としてのみ、事變の發展的解決を期し得る段階に到達したからである。

かくて米内内閣の末期には、軍部の國內體制強化、外交刷新の要望を反映して、既成政黨陣營から新黨運動が起り、先づ久原房之助が解黨を前提として的一大強力政黨の樹立に乗り出したが、民

政黨總裁の町田忠治、政友會中島派總裁の中島知久平、共にこれを拒絶したため一頓挫を來した。次で有馬、風見の近衛側近が主流となつて、新政治體制運動は急速に展開し、近衛の樞府議長辭任に伴ふ舉國政治體制結成乗出しの聲明となつた。かくて米内内閣が陸相畑の辭表提出によつて總辭職するや、その同じ日に政友會久原派は解黨し、さらに他の黨黨も相次で解黨し、こゝに滿洲事變以來九年にわたつて、苦難の途を歩みつゞけ來つた既成政黨は、明日の日本の世界的躍進を約しつゝ、その影を没し去つたのである。

しからは、その日本の躍進のために要望される外交の刷新とは如何。

こゝにおいてわれわれは、支那事變以來の外交的展開について検討せねばならぬこととなつた。

第六章 支那事變をめぐる日本外交の展開

第一節 外交の刷新と新政治體制

滿洲事變以來、政治の中樞組織の喪失によつて、日本の政治が混亂をくりかへして來たと同じやうに、外交もまた徒らに貧困の途を歩み續けて來た。それは、外交が内政の反映である限り、極めて當然のことといへるであらう。

滿洲事變までの日本の外交は、國際協調主義を基調とした所謂幣原外交であつた。幣原外交そのものの、日本外交史上における功績については、十分これを認めなければならぬが、しかし、既に滿洲事變前夜の、資本主義の獨占形態化による國際情勢の緊迫下においては、その存立意義を失ふべき運命にあつたのである。それは恰も國內において、それまで日本政治の中樞組織として活躍した政黨が、その歴史的役割を果して崩壞の途を辿つたのと同じである。幣原外交の國際協調主義が

政黨を背景とした自由主義的政治イデオロギーを基調としたものであることはいふまでもないことで、従つて元來、幣原外交は政黨政治と運命を共にすべきものだつたのである。

かくて幣原外交の崩壊により、日本の外交は内外の情勢を反映して、一舉に百八十度の轉回を試み、對外硬——行動外交へと飛躍せんとした。これがいはゆる内田焦土外交である。その結果、全く相異なる二つの外交の流れが強く反撥し合ひ、それに焦土外交そのものが、國際聯盟の脱退を契機として全く壁馬の状態となり、いづれの方面から見ても日本外交の一大刷新が要望されるに至つた。つまり、幣原外交の舊體制を脱し、焦土外交の行過ぎを是正して、外交を一つの軌道に乗せ、さらに東亞における日本の立場を確立し得るやうな新外交道を建設すべき必要に迫られたのである。廣田外交は、實にかうした任務を課せられて登場したのであつた。

しかしながら、外交を一つの軌道に乗せようとする廣田の試みも、またそれを繼承した幾人かの歴代外相の試みも、結局において行詰りとなり、わが國の外交は、依然として貧困の途を歩み續けて來たのである。もちろん、これら歴代外相の中には、イデオロギー的に幣原外交の埒を一步も出なかつたものもあり、また政治的手腕の缺乏せるもの等もあつたが、しかし未だに外交の新軌道が

確立せられない根本的な理由は、實は國內的態勢が整へられてゐないことにあるのを知らねばならぬ。外交は、内に強力なる政治的態勢の反映として、はじめて外に向つて偉力を發揮し得るのである。ヒトラーが、死中に活を求める底の、電撃的外交によつて、しばしば無血の勝利を収めたのはその背後にナチスといふ政治組織を持つてゐたればこそである。いかに優れた外交的經驗があつても、國內が政治的に統一されず、各勢力が反撥し合つてゐては、それを速かに實行に移すことが出來ず、常に立おくれといふことになる。特に現在の如く複雑微妙な國際情勢下にあつては、外交は一瞬の遅刻によつて大局を逸してしまふのである。

これは外交と楯の両面の關係にある軍事についても同じことであるが、その最も良い例を、われわれはドイツ對フランス、イギリスの場合に見出すことが出来る。

ドイツ最近の外交的勝利及び第二次ヨーロッパ大戰における軍事的勝利は、實にドイツの國內的態勢の然らしめたものであり、これに對しイギリス、フランスの如く舉國體制を缺如せる國家組織では、到底大刀打ち出来るわけがないのである。特にフランスの如きは、ドイツがナチスの統制下に、舉國一體となつてヴェルサイユ體制打破に邁進しつゝある時、國內は人民戦線の跋扈によつて

左右兩翼に分裂、抗争を続け、ドイツが失地回復の第一歩として、ザール回収に成功した一九三五年、フランスでは人民戦線の結成を誇示して、革命記念日に大示威行列が行はれたが、その先頭をつとめた人こそ、後に大戦勃發當時のフランス首相として、國內の統制強化を叫んで左翼を彈壓し戦敗後は國家の反逆者として審判に付せられた、實にダラダイエその人であつた。さらにドイツがラインランド進駐を敢行して世界を震駭させた一九三六年には、フランスではブルム人民戦線内閣の下にあつてストライキが頻發し、國內は名狀すべからざる紊亂状態を呈してゐた。かゝる國內態勢の相違がいかに影響したか。ドイツが、オーストリア合併、チェコ合併と、電撃外交の勝利をほしいまゝにし、ひと度開戦となるや、なん人も豫期せざりし軍事的勝利を博し得た所以は、實にこの點にあつた。

また、民主主義の傳統を誇るイギリス議會において、議員の質問に答へて、チエンバレン、チャーチルが戦況報告の長廣舌をふるつてゐる時、ノルウエー、オランダ、ベルギー、フランスは瞬間に席捲せられ、イギリスは完全にバスに乗りおくれってしまったではないか。

もちろん、わが國における新政治體制がナチス組織と同じものであるべきわけはないが、しかし

その政治的效果は同一でなければならぬ。

實に外交の刷新は、國內體制の確立によつてのみ、はじめてこれを期待し得るのである。

しからは、支那事變以後におけるわが非常時外交は、果していかなる過程を辿つたであらうか。

第二節 非常時外交の歩んだ道

こんにち、特に外交の刷新が強く要望される所以のものは、支那事變の目的が、日本の世界政策の一環としてのみ、はじめて達成され得る段階に立ち至つてゐるからである。といふのは、支那事變はもはや武力解決の段階を過ぎて、東亞新秩序建設の段階に入り、たとひ武力戦の終熄によつて事變そのものは解決されたとしても、東亞建設が完成されなければ支那事變の目的達成にはならないからであり、また武力解決のみについて考へても、日本の世界政策が重大な影響を持つことは、過去の経過に鑑みて明白であらう。これは蔣政權の武力的長期抗戦の基礎が、主として第三國依存にあるといふ特殊性によるものであることはいふまでもあるまい。

従つて事變以來のわが國と第三國との關係は頗る複雑を極め、日本外交の歩み來つた道も一起一

伏、多難をきはめたものであつた。

事變を通じて、利敵的立場で最も密接な関係にあつた第三國は、英、米、ソであるが、特に事變當初においては、大陸に權益を持つイギリスとの関係が最も複雑であつた。それ故當時の外相廣田をはじめ、宇垣、有田、いづれもイギリスとの國交調整に重點をおいたのである。その経過を説明する前に、少し溯つて滿洲事變以來の外交、即ち廣田外交の経緯をふりかへつてみる必要がある。

滿洲事變直後に、わが國が直面した問題は、いかにして滿洲國の地位を安全たらしめるかといふことであつた。それには最も直接関係のある支那及びソ聯との関係が問題で、特に對ソ関係は最も重視すべきものがあつた。

しかるに、その頃モスクワ駐劄特命全權大使を辭めて歸國した廣田は、ソ聯側の要請に基く「日ソ不可侵條約案」なるものを土産としてもたらしたので、彼が齋藤内閣に萬邦共和の外交スローガンを掲げて登場するや、當然日ソ不可侵條約が締結され、これが廣田外交の基調をなすだらうと見られたが、結局、種々の事情で實現困難となつた。それで、相互の提携によつて、日ソ間の不安を除去し得ないとすれば、間接の關係でソ聯を牽制しなければならぬのは外交の定石である。日獨防

共協定締結の外交的意義はこゝにあつた。同時に、廣田はいはゆる廣田・ハル・メツセーヂの交換齋藤博の駐米大使起用等により、これまた滿洲事變以來對立關係にあつたアメリカとの國交打開を試み、さらに日獨防共協定の一方において、日英交渉を行ひ日獨、日英の樞軸によつてソ聯を抑制し、このバランスの上に立つて、大陸政策の遂行を容易ならしめようとした。

この日英交渉は、當時わが國の大陸政策進展にとりもなひ、漸次深刻化されつゝあつた、支那における日英間の利害關係調整を基調とし、同時にそれによつて日支交渉の側面的促進に役立たせようとした、一石二鳥を覗つたもので、廣田外交の最も重要な部分をなすものであつた。特に廣田内閣末期における日支交渉の全面的失敗によつて、一層その必要が痛感され、林内閣の外相佐藤に引き繼がれて、豫備交渉が進められ、さらに近衛内閣に廣田が外相となるに及んで、いよいよ正式交渉に入り、ロンドンにおいて日英會談が開催された。會談の議題は

一、支那における日英兩國權益關係の調整

一、世界市場における日英間の調整

一、金融上における日英兩國の協力

の三點を骨子としたものであつた。

しかるに、交渉がまだいくばくも進まぬうちに、支那事變が勃發したため、イギリスは卒然として會談打ち切りを宣言し、爾來、事變の進展に伴つて日英關係は急速に悪化した。廣田外交は、かくしてイデオロギーそのものに破綻を來し、それからの廣田は、單に事變によつて生じた日英間の係争問題を、事務的に處理してゆくといふ外交的措置以外には一歩も出ることが出来ないで、中途退陣の止むなきに立ち至つた。

廣田に代つて外交難局に登場した宇垣は、やはり對英國交調整に重點をおいたが、しかし宇垣外交は日英關係を調整することにより事變收拾の效果を得ようとする積極的なものであつた。つまりイギリスの在支權益を認める代りに、援蔣政策を放棄させようといふのであつた。その意圖の下に宇垣、クレイギー會談が行はれた。會談の内容は

一、揚子江の開放問題

一、黃浦江浚渫問題

一、蘇州河北部地區への支那人復歸

一、紡績工場の處置

一、鐵道借款の整理問題

の五大綱目を中心とし、しばしば會談が行はれたが、イギリス側は權益擁護に汲々とし、數百件の案件を提出し來るばかりか、肝心の援蔣政策轉換の意志がないために、交渉は全く停頓状態に陥つた。それに當時はまだ日本が事變に對し、早期解決の望みを捨てず、従つて事變對策も確たるものではなかつた關係から、イギリスに對しても確乎たる態度に出られなかつたといふ事情もあつた。しかるに、やうやく事變が長期建設の段階に入るに及んで、事變處理の最高方針が確立され、それに基づいて第三國に對する方針も積極的となつた。即ち昭和十三年十一月三日の近衛聲明には

「帝國は列國もまた帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず、就中盟邦諸國從來の厚誼に對しては深くこれを諒とするものなり。」

と闡明され、さらに同年十一月十八日の對米回答（昭和十三年十月六日付對日通牒に對する）において、その趣旨を普遍して

「今や東亞の天地において、新なる情勢の展開しつゝあるの秋に當り、事變前の事態に適用あり

たる觀念乃至原則をもつてそのまゝ現在及び今後の事態を律せんとすることは、何等當面の問題の解決をもたらす所以に非ざるのみならず、また東亞恒久平和の確立に資するものに非ざること
を信する次第に有之候」
と述べられてゐる。

實に支那事變がはじまつてから一年半にして、事變收拾を目標に第三國に對する積極的方針が確立されたのである。さうして新支那中央政府へのスタートとして、汪精衛の重慶脱出が決行されたのは、この年の暮であつたことを忘れてはならぬ。

第三節 事變外交の核心

この間、列國との關係は、盟邦ドイツ、イタリアの示した並々ならぬ厚誼とは對蹠的に、イギリス、アメリカ、フランス、ソ聯の利敵行動はますます露骨となり、支那事變の實體はむしろその後にある英、米、ソ、佛と日本との争覇であるといふことが、ハッキリとわが國民に認識されて來た。従つて客觀的情勢は、もはやこれらの敵性第三國との消極的國交調整の範圍を脱し、日本の世

界政策を具體的に決定し、その積極的遂行によつてのみ、事變を解決し得る段階に達してゐたのである。

表面にこそ一切現はれなかつたが、近衛内閣末期において、日獨伊軍事同盟の問題が論議されたのは、實にかうした客觀的情勢に基くものであつた。この問題が、日本の世界政策の一大轉換によつて、事變の目的を遂行しようとした動きであつたのはいふまでもないことで、從來の消極的國交調整の域から脱して、積極的な世界政策決定へ昂揚せんとしたところに、この問題の意義があつた。近衛内閣の瓦解によつて、この問題は平沼内閣に引き繼がれ、當時新聞の傳ふところによれば陸相板垣が平沼内閣に對する軍部の要望を提示した中に

一、日獨伊三國關係を一段と緊密化すること

なる一項が含まれてゐた。これに基いて平沼内閣は、實に前後數十回にわたり五相會議を開いて論議を重ね、この間、約一年にわたる外交問題は殆んどこの一點に集注され、内外の注目を惹いたが結局、獨ソ不可侵條約の締結によつて解消され、平沼内閣は「複雑怪奇」なる國際情勢の前に瓦解してしまつた。近衛、平沼の兩内閣が、相次でこの問題で退陣せざるを得なかつたのを見ても、い

かに事變をめぐる日本外交が困難であつたか、また客觀的情勢が日本の世界政策に確たる方針を必要としたか、わかるであらう。

かゝる情勢下において、英、米、ソの関係はいよ／＼悪化し、特にイギリスの露骨なる利敵行爲に對しては、ついに天津軍の實力發動による天津租界問題となり、東京會談が開始された。

しかるに當時ヨーロッパの風雲は、やうやく急なるものがあり、且つ在支權益擁護のためには、ある程度日本との妥協も己むを得ないとしたイギリスは、ともかく東京會談においては、從來にない妥協的態度を示し、有田、クレギー會談の結果

- 一、イギリス政府は、大規模の戦闘行爲進行中なる支那における現實の事態を完全に承認する。
- 一、イギリス政府は、かゝる状態が存続する限り支那における日本軍が自己の安全を確保し、且つその勢力下にある地域における治安を維持するため、特殊の要求を有すること、並びに日本軍を害し、またその敵を利するが如き一切の行爲及び原因を排除するの要あることを認識す。
- 一、イギリス政府は日本軍において前記目的を達成するに當り、これが妨碍となるべき何等の行爲、または措置を是認するの意志を有せず、この機會においてかゝる行爲及び措置を控制すべき

旨在支イギリス官憲及びイギリス國民に明示し、もつて右政策を確認すべし。

の三原則の取極めを見た。この一般的原則に基いて治安、經濟問題に關する具體的交渉に入つたがイギリス側は日獨伊軍事同盟問題との睨み合せと、アメリカの牽制とによつて態度を豹變し、ついに東京會談は決裂に終つた。

アメリカは最も強硬な對日意志表示として、日英間に一般的原則取極めが成立した直後、昭和十四年七月二十七日、日米通商航海條約を一方的に廢棄し、一方ソ聯とはノモンハンにおいて激戦を交へるに至つた。

その後イギリスの極東政策は、漸次消極的となり、昭和十五年になつてから天津問題も解決し、援蔣物資輸送禁絶にも同意したほか、ついに在支駐屯軍引揚げをも行つたが、しかしこれらはイギリスの極東政策轉換などに見るべきではなく、既に本土が危急にさらされてゐるイギリスとしては、當然過ぎるほど當然のことで、フランスが戰敗後佛印の援蔣ルート閉鎖に同意したのと、大して選ぶところはない。かくの如く、事變以來最大の問題だつた敵性第三國の援蔣ルート禁絶は、實に四年の歲月と、近衛、平沼、阿部、米内、四代の内閣を経て、イギリスとフランスに關する限

り、しかもこれら兩國側の事情によつて、いはゞ自然放任的な解決に到達したのである。

支那事變が、親英米ルートの絆を断ち切らうとする歴史的客觀的意義を持つものであることは、本書の冒頭において述べた通りだが、それは如上の経過によつて自ら明白であらう。たゞそれが意識的に、積極的に押し進められなかつたのは、實に國內體制の不備と、親英米的なものの殘存と、そしてイギリス外交の實體への認識不足とによるものであつた。

イギリス外交の方法論的實體は、一口にいへば「一面妥協、一面牽制」である。元來、イギリスが事變前において最も怖れたのは、日支親善であつた。日支を適當の抗爭關係におくことによつてその大陸における帝國主義的支配を確保せんとするのが、イギリス極東外交の視ひであつた。しかしながら支那事變が次第に擴大し、自國の權益が危胎に瀕するとなると、現實外交の本質を現はして、日支間の和平を希望するやうになつたが、この場合でも一方においては援蔣によつて日本を牽制しつゝ、自國に有利な状態で和平を斡旋せんとした。例へば、昭和十三年十一月一日、クレイギ大使は近衛首相に對し、日支和平斡旋の申入れをなしたが、その條件は

- 一、支那における門戶開放、機會均等

一、支那における第三國人の平等なる待遇

一、排日抗日の停止

一、日貨排斥の中止

といふのであつた。かゝる獨善的和平條件が、わが方から即時一蹴されたのはいふまでもない。

さらに天津問題の時に、日本との間に一般的原则を取り極めておきながら、その一方ハリファツクス外相は郭泰祺駐英支那大使に對し

「今回の日英協定はイギリスの對支政策變更を意味するものではなく、イギリスが支那に對し出来るだけの援助を與へる方針には何等變りがない」

旨を言明してゐる。事實、イギリスの援蔣行爲は少しも抑制されなかつた。またイギリスは、自國がどうしても讓步せねばならぬ立場に追ひ込まれると、アメリカの對日牽制を期待し、他力によつて攻勢に轉ずる。例へば日米通商條約廢棄と東京會談決裂の關係がそれであり、イギリス極東外交の傳統といつてもよゝ。

「一面妥協、一面牽制」のイギリス外交の特徴を、最もよく現はした最近の例は、淺間丸事件とス

バイ事件である。ぎり／＼のところまで攻勢に出ておいて、最後の一线で巧みに身をかはして妥協するのが、彼の常套手段である。淺間丸事件の時には、何しろ東京灣の鼻先であれだけ大膽不敵な行動に出るのだから、日本の輿論がどれだけ激昂するかぐらゐは、イギリスとしては、あらかじめ計算済みなので、結局拉致ドイツ人を九名位返して日本と妥協しても、それ以後アメリカ在住ドイツ人のシベリア經由歸國を遮断しさえすれば目的は遂げられることとなる。もちろん、イギリスとしては最初から計画的にやつたことだ。スパイ事件の場合でも、イギリスは報復的に邦人を逮捕して強硬ゼスチュアを示し、日本の輿論が激昂したと見ると、一名ぐらゐを釋放し、さらに交渉を延引させることによつて、アメリカの對日強硬態度を勸奨するといった工合である。

第四節 日米關係の根本問題

イギリスの極東からの後退に代つて、その代辯者的役割をも含めて、對日牽制をますます露骨ならしめて來たのは、アメリカであつた。こゝにおいて事變外交の重點は、アメリカ、ソ聯におきかへられ、特に阿部内閣は日米通商條約の失効期日も切迫してゐたので、日米國交調整に全力を傾倒

し、野村、グルー會談によつて、揚子江一部の開放といふ重大決定までなした。一方ソ聯とは、昭和十五年一月から通商交渉を開始し、六月にはノモンハン國境確定の交渉が成立、八月一日の第七回ソ聯最高會議において、モロトフ外務人民委員は最近における日ソ關係は正常なる状態に復歸せんとする傾向を示してゐる旨を強調した。

しかしながら、アメリカとの國交關係は、阿部内閣における日米會談の努力にもかかわらず、一向に打開されなかつた。それはアメリカの極東政策の實體が正しく理解されてゐなかつた結果に基づくものであつて、事變以來、わが朝野にはアメリカの對日態度を目して、イギリスの煽動によるものとの觀測が行はれ、それに基いてしば／＼對米關係打開が試みられたのであるが、しかし實はこの認識に根本的な誤りがあつたので、支那事變とアメリカの關係は、まさに水と油、到底融合すべからざる本質的なものがあるのである。しかもそれは二十年來の日米關係の上に立つものであり、アメリカの極東政策の上からいへば、實に半世紀を越える歴史に基くものであることを知らねばならぬ。

もちろん、アメリカと支那大陸との交渉は、ずつとそれ以前に溯るが、わが國との直接關係にお

いて、アメリカの極東政策が問題となつたのは、明治三十二年における、いはゆるヘイ通牒である。これより先、アメリカは日清戦役後における、各列強の極東進出に刺戟されて、同じくその機会を覗つてゐたが、明治三十一年ハワイを収め、さらに同年米西戦争によつて、フィリッピン、グアムを獲得して、極東への足場を確保し、さらに當時の國務長官ジョン・ヘイは、日本、イギリス、ロシア、ドイツ、フランス、イタリアの六ヶ國に對し、支那における門戸開放、機會均等を要求せる通牒を發した。六ヶ國はそれ〴〵ほど同意の旨を回答したが、このヘイ通牒は、當時列國に比べて著しく立ちおくれとなつたアメリカが、門戸開放、機會均等の原則を確保することによつて、支那進出の基礎を確保しようとしたものである。従つてこの原則は、アメリカにとつては極東政策の根幹であり、現在の日米間の摩擦は、實にこのヘイ通牒に端を發してゐるのである。

その後大正十一年のワシントン會議において、日本、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ポルトガル、支那の各國間に締結された九ヶ國條約は、このヘイ通牒の精神を具體化するものであつた。即ち九ヶ國第一條は當時のアメリカ全權エリヒュー・ルードの作つた支那の門戸開放、機會均等に關する所謂ルート四原則で、この條約の根幹をなすものである。

一、支那の主權、獨立並びにその領土的及び行政的保全を尊重すること

二、支那が自ら有力且つ安固なる政府を確立維持するため最も完全にして且つ障碍なき機會をこれに供與すること

三、支那の領土を通して一切の國民の商業及び工業に對する機會均等主義を有効に樹立維持するため各々盡力すること

四、友好國の臣民又は人民の權利を滅殺すべき特別の權利又は特權を求めため支那における情勢を利用することを、及び右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふることを

當時、英、佛共に大戰後でアメリカに迎合せざるを得ない立場にあつたが、結局、九ヶ國條約は米、英、佛共同で、日本の對支發展を抑制せんとする政治的意圖に基いたもので、支那事變においては、これがそのままの形で現はれたのである。さらに九ヶ國條約の影響として、日英同盟、石井ランシング協定の廢棄、二十一箇條要求の一部放棄等があり、わが國にとつてはまことに悲しむべき屈辱的條約であつた。

支那事變以來、アメリカがいかに九ヶ國條約體制の維持に躍起となつたかは、事變が擴大し九ヶ

國條約體制が崩れ行くに従つて、アメリカの對日態度が漸次強硬となつて行つた経過を見ても明白である。

先づ事變勃發直後の昭和十二年七月十六日、同八月二十三日に發せられた國務長官ハルの聲明は事變の發展が及ぼすアメリカの權益乃至權利義務への影響を指摘して、事態の不擴大を希望したものであつたが、同年十月五日、大統領ルーズヴェルトはシカゴにおいて、特に名前は指さなかつたが、明らかに日本を攻撃した有名な演説を行ひ

現在世界各所において條約の侵犯並びに人間の本能を無視する行爲が発生し、國際的無政府状態を現出するに至つたが、平和を愛好する諸國民は協力してこれを撲滅し、國際平和の恢復に努力すべきである。

旨を強調、日本を目して九ヶ國條約の侵犯者となし、反日態度を明らかにした。

さらに昭和十三年十月六日付、並びに同十二月三十日付の對日通牒においては、アメリカ政府の對日態度が最も明白に表現されてゐる。即ち前者においては、日本が支那における門戶開放、機會均等の原則を無視してアメリカの通商に差別待遇を與へ、且つアメリカの權益を侵害しつゝあるこ

とを遺憾とし、後者においては支那事變における日本の行動は明らかに九ヶ國條約違反であるとしさらに

九ヶ國條約を無視してその國自身の選擇せる手段により、極東におけるいはゆる「新秩序」を擅斷的に創造するが如き事實はアメリカ政府の承認し得ざるところである。従つて極東における現存事態は、アメリカ政府に利害關係ある關心事であり、これは將來共一向變化なきものである。

アメリカ政府は極東事態の變化が日本の行動により招來されたものであることを充分承知してゐるが、しかしアメリカ政府は日本がその主權に屬せざる地域において「新秩序」の條件の何たるかを指示し、且つ自らをその決定者となすが如き必要性、または正當性を容認し得ない。

旨を強調してゐる。つまり日本の東亞新秩序建設を根本的に認めないといふのである。

かくの如く、九ヶ國條約はアメリカ極東政策の法典であり、わが東亞新秩序建設は、九ヶ國條約體制を眞向から打破せんとするものであるから、兩者の關係はそれこそ水と油、根本的に背反してゐる。しかもアメリカは現實の在支權益にそれほどのものがなく、むしろ將來を重視するが故に原則を確保せんとするのである。イギリスが時に日本と妥協したのは、國際情勢もさることながら、

在支權益擁護といふ切實な目標があつたからであり、アメリカの場合はさうした具體的目標がなくいはゞ主義上の争ひであるところに、交渉の困難さが横たはつてゐる。結局、日米關係は、アメリカが九ヶ國條約を放棄せぬ限り、打開の見込みはないであらう。

昭和十五年に入つてからは、アメリカ艦隊のハワイ常駐をはじめとして、三月三十日新支那中央政府の成立に際しては、國務長官ハルはこれが否認を聲明し、次で七月五日、東亞モンロー主義に關する有田聲明を反駁聲明し、また七月十六日、イギリスの援蔣ルート閉鎖に反對聲明をなす等、その反日的態度はいよゝゝ露骨となつて來た。

たゞし、アメリカがいよゝゝ參戰するといふやうな場合には、第一次世界大戰當時、石井・ランシング協定が結ばれたと同じやうに、ある種の日米間の諒解——例へば通商協定——が成ることがあるかも知れないが、しかしそれはイギリスの對日讓歩と同じく、背に腹は替へられぬ底のものであることを知らねばならぬ。

第七章 日本政治の再編成

——かくあるべし新政治體制——

以上においてわれゝは、何故日本に新政治體制が確立されなければならぬかといふ、歴史的必然性について、また現實の必要について、内外兩面から検討してみた。もちろん、新體制は單に政治、經濟、外交の分野においてのみならず、文化、教育、社會の國內のあらゆる方面にわたつて希求されるものではあるが、しかし新體制の核心をなすものは、政治、經濟組織であり、これを基としてあらゆる分野の國內體制が、不即不離の關係において自ら再建せらるべきものであることはいふまでもあるまい。

自由主義的な政治、經濟組織が、實は滿洲事變以前から崩壞の途を辿り來つた經過については、本書に述べた通りであるが、それ以後今日に至るまでは、それに代るべき新組織を持たず、舊體制と新體制への強き希求とが相刻を續け來つたところに、日本政治の貧困があつた。もし歴史をある

がまゝに眺めるといふ觀點からすれば、それは舊體制から新體制への陣痛期であつたともいへるであらう。ともあれ、現在においてはそれがもはや限界に達し、一切の自由主義的なものを清算した、新しき原理の上に打ち建てられた新しい政治、經濟組織を必要としてゐるのである。

それなくしては、東亞新秩序の建設はおろか、現下の世界變動期に處して國家の存立を保つことさへ困難となるであらう。われ／＼は外交において、いかに統一ある強力な國內體制が必要であるかを觀た。しかも國內のいかなる問題、國民生活の安定の問題を取り上げてみても、現状の組織ではもはやぎり／＼のところまで來てゐるのを知るのである。

新政治、經濟體制の確立こそは、今の日本が當面しつゝある最大の問題である。

しからばその新政治體制とは、いかなるものたるべきか。

今日、巷間に傳へらるゝ新政治體制の具體案と稱するものは、汗牛充棟もたゞならぬものがある。それらの中には、既成政黨的なもの、官僚的なもの、講壇的なもの、精神運動的なもの、等々があり、かくも種々雑多な具體案が論策されるといふことは、いかに新體制問題が、あらゆる國民層の最大關心事たるかを示すものであり、まことに喜ぶべきことには違ひない。しかしながら、それはそれ

としてわれ／＼が注意しなければならぬのは、新政治體制は生きた政治の組織であるといふことだ。決して國民精神總動員運動の如き倫理運動でもなければ、また徒らに小兒病的組織觀念に捉はれた生なき組織體であつてもならぬ。それは統一ある強力なる政治を、最も迅速に行ひ得るやうな組織でなければならぬ。

従つてわれ／＼が新體制について最も關心を有する部分は、政治の中心主體たるべき中核組織である。特にそれは支那事變以來の最大の宿題である統帥と政治の關係、軍政兩略の一元化を、いかにして完全なものたらしめるかといふところにポイントがある。

それ故に、新政治體制の最大の眼目は、政治の中心主體たるべき中核組織を、いかにして國民組織——勿論、それは自由主義的、既成政黨的なものを一切清算した、日本固有の國家全體主義的な——の上に立體的に打ち建てるかであり、しかも所謂上意下達、下意上達の有機的組織が新政治體制の全貌でなければならぬ。

かくの如き立體的學國體制によつてこそ、はじめて統一ある強力政治を電撃的に行ひ得るであらう。

現在、近衛内閣を中心に具體的研究を進められつゝある新政治體制が、いかなるものであるかは未だ明白にならないが、しかし實際的問題として最も憂慮されるのは、諸勢力をあるがまゝに、平面的に結合し、その均衡の上に立つた組織になりはせぬかといふことである。かゝる諸勢力の平面的な結合と均衡による政治は、既に滿洲事變以來の舉國一致内閣において試験すみの筈である。新體制はかゝる既成概念から脱却し、萬民輔翼の精神を基調とし、國民的な基礎の上に立つた立體的な政治組織でなければならぬ。

かゝる政治組織を創成すること、それは正に政治の一大革新であるにちがひない、恰も支那事變において、有史以來の難業に直面せる如く、今やわれ／＼は未曾有の政治的革新に直面してゐるのである。従つてその完成は頗る困難であらう。にもかゝはらず、それはぜひ共成し遂げられねばならない。

東亞新秩序を建設し、肇國の大精神を廣く世界に發揚するため、新政治體制は速かに確立せられなければならないのである。

昭和十五年九月五日 印刷
昭和十五年九月十日 發行

定價 金八拾錢



著者
發行兼
印刷者
印刷所

古田 徳次郎
高田 幸松
高田 印刷所
東京市牛込區辨天町二番地
東京市牛込區辨天町二番地

發行所 高田書院

東京市牛込區辨天町二番地
電話 東京 四六九〇三四番
支店 東京 四六九〇三四番

大取次 東京堂・東海堂・北隆館・大東館
上田屋書店・大阪寶文館・大阪屋號書店

財法 團人 紀元
日本文化中央聯盟制定
二千六百年奉祀能祭脚本

絢爛たる奈良朝文化史!

大東亞建設の礎は文化でなければならぬ、その先驅をなすものは本書である。
見よ! 國を擧げての大事業、大佛鑄造に鑄込まれたる日本文化の華、われ等
が祖先の逞しき力を!

長田秀雄著 伊藤熹朔裝幀

戲曲 大佛開眼

附 移民以後

四六判 三百餘頁
舞臺寫眞入
定價 一圓八十錢
送料 十四錢

現代を認識するには先づ古代史を識らなければならぬ。

我々の祖先が悠久千二百年の過去に於てかやうに傑出した文化を有つた事は興
亞建設の重責を擔ふ現代の吾々にとつて様々の示唆 與へる歴史的事實である。
尙本書は新協劇團にて上演堂々六十日の長期公演を續行し劇界未曾有の好評を
博し更に東京劇場に於て壽美藏一座によつて脚光を浴びた傑作である。
更に本書には黎明座上演脚本、大江賢治原作、長田秀雄脚色「移民以後」九景
を併せて収録する。

時將に新體制興亞建設の秋是非御一讀を御奨めする!

東京市牛込區辨天町二番地

發行所 高田書院
電話 牛込七〇四四番
振替 東京四六九八三番

408
101

3
5

⊗ ¥.80